



2026 年 10 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社 トーシンホールディングス
代 表 者 名 管財人 石 田 雅 文
管財人 栗 田 口 太 郎
(コード：9444 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役 管理部長 旭 萌々子
(TEL. 052-262-1122)

**更生計画案に定める第三者割当による種類株式、普通株式
及び新株予約権の発行、定款の一部変更
並びに主要株主の異動可能性に関するお知らせ**

当社の管財人（以下「管財人」といいます。）は、2026 年 9 月 9 日付で公表しました「会社更生手続における更生計画案の提出のお知らせ」、2026 年 9 月 10 日付で公表しました「（開示事項の経過）会社更生手続における更生計画案の閲覧等制限に係る裁判所決定のお知らせ」、2026 年 9 月 15 日付で公表しました「更生計画案付議決定に関するお知らせ」及び 2026 年 9 月 30 日付で公表しました「（開示事項の経過）会社更生手続における更生計画案の閲覧等制限に係る裁判所決定のお知らせ」に記載のとおり、東京地方裁判所により 2026 年 5 月 8 日に開始された当社の更生手続（東京地方裁判所令和 8 年（ミ）第 4 号。以下「本更生手続」といいます。）に関して、会社更生法第 184 条第 1 項の規定に基づき、2026 年 9 月 9 日付で、東京地方裁判所に対し、更生計画案（以下「本更生計画案」といいます。）を提出し、同月 15 日付で、会社更生法第 189 条第 1 項に基づき、同裁判所より本更生計画案を決議に付する旨の決定がされ、また、法令遵守の観点から、管財人の申立てに基づき、同裁判所より、本更生計画案の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下「閲覧等」といいます。）を請求することができる者を 2026 年 10 月 5 日まで管財人に限るとの決定がされており、

本日、当社は、後述する種類株式、普通株式及び新株予約権に係る有価証券届出書を提出したことから、当社が本日付けで公表しております「更生計画案の開示について」のとおり、本更生計画案を開示することとしたため、本更生計画案に記載された次の（１）から（６）までの各事項について、以下のとおりお知らせいたします。また、これに伴い、当社の主要株主の異動が生じる可能性がありますので、併せてお知らせいたします。なお、本更生計画案に基づく更生計画（以下「本更生計画」といいます。）は、会社更生法第 196 条第 5 項に基づき本更生計画案が可決され、同法第 199 条第 1 項又は同法第 200 条第 1 項に基づき裁判所により認可の決定がなされた時に効力を生じるものですが、本更生計画案に係る書面投票の投票期間は、2026 年 10 月 29 日から 2026 年 11 月 16 日までの期間に設定されておりますので、本日時点では、本更生計画案に対する投票は行われておらず、また、本更生計画案の可決、本更生計画の認可決定及び同決定の確定についてはいずれも発生しておりません。次の（１）から（６）までの各事項についても、今後、本更生手続における更生担保権者、更生債権者及び株主による本更生計画案に対する投票を経て、本更生計画に係る認可決定がされた場合に、本更生計画に基づいて実施されることを予定しています（また、次の（１）から（５）に記載する各第三者割当は、本更生計画の認可決定が確定した後に実行されることになります。）。本書で A 種種類株式の割当予定先として記載をしている金融機関及びリース会社からも、現時点で本更生計画案に対する賛成又は反対の投票がされているわけではありません。A 種種類株式の割当予定先は、「割当予定先」という表現にかかわらず、現時点では、当社との間で、A 種種類株式の発行に関するなんらの合意を形成しているものではなく、本更生計画案に記載されたデット・エクイティ・スワップによる A 種種類株式の発行先である債権者にとどまります

(したがって、本書に「割当予定先」として記載することについても、各A種種類株式の割当予定先から同意を取得しているわけでもありません。)。また、本書に記載された各A種種類株式の割当予定先に係る割当予定株式数、持株比率及び議決権比率は、本更生計画案の記載内容に基づき試算された情報であり、本更生手続における更生担保権者又は更生債権者による本更生計画案への賛否の判断、必要な社内承認又は法令上の手続の完了を意味するものではありません。

- (1) 株式会社あいち銀行、株式会社十六銀行、株式会社三十三銀行、瀬戸信用金庫、株式会社大垣共立銀行、株式会社りそな銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社百五銀行、株式会社名古屋銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社関西みらい銀行、株式会社みずほ銀行、NECキャピタルソリューション株式会社及びトーシンコーポレーション株式会社（以下、個別に又は総称して「A種種類株式の割当予定先」といいます。）に対し、本更生計画に基づきデット・エクイティ・スワップを行い、本DES対象債権（以下に定義します。）についてA種種類株式の払込みに充てたものとみなして消滅させ、A種種類株式を第三者割当の方法により発行すること（以下「A種種類株式第三者割当」といい、A種種類株式第三者割当により発行される新株式を「A種種類株式」といいます。）
- (2) 株式会社トーシンホールディングス第1回新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）に係る有価証券届出書の効力発生後、本更生計画に係る認可決定がなされた場合に、本更生計画に従って払込期日までに第1回新株予約権の付与を希望する旨の通知（以下、当該通知を「第1回新株予約権希望通知」といいます。）を管財人に対して行った本更生手続における更生担保権者又は更生債権者（以下「第1回新株予約権の割当予定先」といいます。）に対し、第1回新株予約権を第三者割当の方法により発行すること（なお、第1回新株予約権の割当予定先により第1回新株予約権が行使された場合、デット・エクイティ・スワップが生じ、当社の普通株式の発行と引き換えに第1回新株予約権の割当予定先が当社に対して有する更生担保権又は更生債権（以下「更生債権等」といいます。）が当社に対して現物出資されることとなります。）（以下「第1回新株予約権第三者割当」といい、A種種類株式第三者割当及び第1回新株予約権第三者割当を、個別に又は総称して「本DES対象第三者割当」といいます。）
- (3) 当社の普通株式（以下「普通株式」といいます。）を第三者割当の方法により発行すること（以下「普通株式第三者割当」といいます。）
- (4) 当社のB種種類株式（以下「B種種類株式」といいます。）を第三者割当の方法により発行すること（以下「B種種類株式第三者割当」といいます。）
- (5) 株式会社トーシンホールディングス第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）を第三者割当の方法により発行すること（以下「第2回新株予約権第三者割当」といい、普通株式第三者割当、B種種類株式第三者割当及び第2回新株予約権第三者割当を、個別に又は総称して「本現金出資対象第三者割当」といいます。また、本DES対象第三者割当及び本現金出資対象第三者割当を、個別に又は総称して「本第三者割当」といいます。）
- (6) A種種類株式の発行に関する規定の新設、事業年度に関する規定の変更等に係る定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）を行うこと

I. 本更生計画案に定める本第三者割当について

1. 募集の概要

(1) A種種類株式

(1) 払込期日	本更生計画に係る認可決定の確定日から3か月以内に到来する日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日（注）1
(2) 発行新株式数	4,884,884株（注）2
(3) 発行価額	1株につき金130円（注）3

(4) 調達資金の額	635,034,920 円 (注) 4																												
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下のとおり A 種種類株式を割り当てます。(注) 5 <table> <tr><td>株式会社あいち銀行：</td><td>111,955 株</td></tr> <tr><td>株式会社十六銀行：</td><td>443,397 株</td></tr> <tr><td>株式会社三十三銀行：</td><td>147,520 株</td></tr> <tr><td>瀬戸信用金庫：</td><td>243,897 株</td></tr> <tr><td>株式会社大垣共立銀行：</td><td>22,295 株</td></tr> <tr><td>株式会社りそな銀行：</td><td>194,082 株</td></tr> <tr><td>株式会社商工組合中央金庫：</td><td>563,182 株</td></tr> <tr><td>株式会社百五銀行：</td><td>249,792 株</td></tr> <tr><td>株式会社名古屋銀行：</td><td>322,458 株</td></tr> <tr><td>株式会社三井住友銀行：</td><td>2,120,190 株</td></tr> <tr><td>株式会社関西みらい銀行：</td><td>349,240 株</td></tr> <tr><td>株式会社みずほ銀行：</td><td>80,730 株</td></tr> <tr><td>NEC キャピタルソリューション株式会社：</td><td>19,318 株</td></tr> <tr><td>トーシンコーポレーション株式会社：</td><td>16,828 株</td></tr> </table>	株式会社あいち銀行：	111,955 株	株式会社十六銀行：	443,397 株	株式会社三十三銀行：	147,520 株	瀬戸信用金庫：	243,897 株	株式会社大垣共立銀行：	22,295 株	株式会社りそな銀行：	194,082 株	株式会社商工組合中央金庫：	563,182 株	株式会社百五銀行：	249,792 株	株式会社名古屋銀行：	322,458 株	株式会社三井住友銀行：	2,120,190 株	株式会社関西みらい銀行：	349,240 株	株式会社みずほ銀行：	80,730 株	NEC キャピタルソリューション株式会社：	19,318 株	トーシンコーポレーション株式会社：	16,828 株
株式会社あいち銀行：	111,955 株																												
株式会社十六銀行：	443,397 株																												
株式会社三十三銀行：	147,520 株																												
瀬戸信用金庫：	243,897 株																												
株式会社大垣共立銀行：	22,295 株																												
株式会社りそな銀行：	194,082 株																												
株式会社商工組合中央金庫：	563,182 株																												
株式会社百五銀行：	249,792 株																												
株式会社名古屋銀行：	322,458 株																												
株式会社三井住友銀行：	2,120,190 株																												
株式会社関西みらい銀行：	349,240 株																												
株式会社みずほ銀行：	80,730 株																												
NEC キャピタルソリューション株式会社：	19,318 株																												
トーシンコーポレーション株式会社：	16,828 株																												
(6) 議 決 権	A 種種類株主は、株主総会において議決権を有する。																												
(7) 金銭を対価とする取得条項	当社は、A 種種類株式について、次に掲げる事由が生じた場合、当社が定める日に、A 種種類株主が A 種種類株式を取得するために払い込んだ金額（以下「払込金額」といいます。）と同額の金銭の交付と引換えに、その全部又は一部を取得することができます。 (1) 当社の事業を支援する者との間で第三者割当増資等に関する契約を締結した場合 (2) 当社の普通株式の上場廃止が決定された場合 (3) 裁判所の許可を得て当社が決定した場合																												
(8) 普通株式を対価とする取得条項	当社は、A 種種類株式について、いつでも、裁判所の許可を得て、当社が定める日に、次に定める条件で、当社の普通株式の交付と引換えに、その全部又は一部を取得することができます。 A 種種類株式の転換の条件は以下のとおりとします（普通株式又は A 種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されます。）。 (1) A 種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 払込金額の総額を転換価額で除した数（計算の結果、1 株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭を A 種種類株主に交付するものとします。）。 (2) 転換価額 当初転換価額は、A 種種類株式 1 株当たりの払込金額と同額とします。(注) 6 (3) 転換価額の調整 毎年 4 月末日及び 10 月末日を転換価額修正日とし、転換価額は、転換価額修正日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第 1 位まで算出し、その小数点																												

	以下第1位を切り捨てる。)に修正されます。但し、転換価額は、130円から600円の範囲内でのみ調整されるものとします(普通株式またはA種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、転換価額の範囲も適切に調整されます。)(注)7
(9) 強 制 取 得 条 項	当社は、A種種類株式について、発行日から15年が経過した場合、分配可能額を限度として、A種種類株主の払込金額と同額の金銭の交付と引換えに、その全部を取得するものとします。金銭を対価としてA種種類株式の全部を取得することができないときは、当社が定める合理的な方法によって、A種種類株主から金銭を対価として取得すべき当該A種種類株式の数を決定するものとし、残りのA種種類株式については、上記(8)に定める条件で、当社の普通株式を対価として、当該A種種類株式の全部を取得します。
(10) 譲 渡 制 限	A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を要します。
(11) そ の 他	・詳細は、別紙1「A種種類株式の発行要項」をご参照ください。 ・A種種類株式第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していること、本更生計画案の可決、本更生計画に係る認可決定及び同認可決定の確定などを条件としております。

- (注) 1. A種種類株式第三者割当に関しては、本更生計画に係る認可決定の確定日から3か月以内に到来する日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日を会社法上の払込期日として決定しており、当該払込期日を払込期日として記載しております。当該期日を払込期日とした理由は、上記「(11) その他」に記載のとおり、A種種類株式第三者割当は、本更生計画に係る認可決定の確定等を条件としており、かかる条件が成立するまでは割当予定先は払込みを行うことができず、また、本日時点ではかかる条件の成立時期が確定できないためです。なお、下記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、スポンサーの探索を継続する方針であるところ、本DES対象第三者割当を実行するまでの間に、スポンサーの探索が成功し、本現金出資対象第三者割当を実行できる場合には、本DES対象第三者割当の全部又は一部の実施を停止する可能性があります。また、本DES対象第三者割当を実行した後に、本現金出資対象第三者割当を実行する場合においては、当社は、スポンサーとの協議次第ではあるものの、本DES対象第三者割当により発行したA種種類株式の全部又は一部を取得条項に基づき取得する可能性もあります。
2. A種種類株式に係る発行数は、本更生手続における当社に対する確定更生債権のうち、本更生手続開始前に発生した利息及び損害金、並びに本開示日において想定される本更生手続開始決定時から本認可決定時までに発生する利息及び損害金(以下「本DES対象債権」といいます。)をA種種類株式1株あたりの払込金額で除して得られる最大整数の合計数です。本日現在では発行数は確定しておりませんので、本認可決定がなされ、発行数が確定され次第、速やかに開示いたします。
3. 本更生計画案上、管財人は、裁判所の許可を得て、発行価額を1株あたり130円を超える金額に改めることができる旨が記載されているため、管財人が裁判所の許可を得て発行価額を変更する場合には、速やかに開示いたします。
4. 調達資金の額は、上記発行数を基に算出した見込額となります。今後、発行数を決定した後に調達資金の額が確定されます。調達資金の額は、今後、変更又は調整の可能性がありますので、調達資金の額が確定され次第、速やかに開示いたします。

5. 割当予定数は、A種種類株式の割当予定先が当社に対して有する本D E S対象債権の残高の試算値に応じて、算出しております。本D E S対象債権の残高は、今後、本更生手続の推移やA種種類株式の割当予定先による確認等により、金額が変動する可能性があり、この場合、A種種類株式の割当予定先に対する割当予定数も、変更又は調整される可能性があります。A種種類株式の割当予定先に対する割当予定数が確定され次第、速やかに開示いたします。
6. 下記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社としては、当社のガバナンスの改善の観点からA種種類株式の割当予定先にA種種類株式を継続して保有していただくことを想定しており、A種種類株式について、A種種類株式発行後短期間のうちに普通株式を対価とする取得条項を行使することは想定していないことから、当初転換価額は、A種種類株式1株当たりの払込金額と同額としております。
7. 下記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社としては、当社のガバナンスの改善の観点からA種種類株式の割当予定先にA種種類株式を継続して保有していただくことを想定しており、上記の「強制取得条項」が適用される場合を除いて、現時点において普通株式を対価とする取得条項を行使する局面の具体的な想定があるわけではありませんが、A種種類株式を普通株式に転換する場合においても、その時点における普通株式の時価に近い金額を基準として転換比率を定めることが合理的と考えられることから、転換価額は6か月毎に普通株式の株価の一定期間の平均値に修正するものとしています。また、予想外の既存株式の希釈化が生じることを防止する観点から、転換価額の下限としてA種種類株式1株当たりの払込金額を設定しつつ、A種種類株式の割当予定先に、当社の普通株価を上昇させるインセンティブ（当社の再建に積極的に協力するインセンティブ）を一定程度与える観点から、本更生計画案の提出日である2026年9月9日の前営業日である同月8日の当社普通株式の終値は279円の約215%に相当する600円を転換価額の上限として設定しています。

(2) 第1回新株予約権

(1) 払 込 期 日	本更生計画に係る認可決定の確定日から6か月以内に到来する日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日（注）1
(2) 発行新株予約権の総数	700個（注）2
(3) 発 行 価 額	新株予約権1個につき1,788円
(4) 当該発行による潜在株 式 数	潜在株式数：3,500,000株（注）3
(5) 調 達 資 金 の 額	701,251,600円（注）4 （内訳） 新株予約権発行分：1,251,600円 新株予約権行使分：700,000,000円
(6) 行 使 価 額	当初行使価額：本更生計画に係る認可決定日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。以下同じです。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の95%の価格とします。

	① 行使価額は、初回を2027年4月末日として、以後毎年4月末日及び10月末日（修正日）に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の95%の価格に修正されます。 ② 上記①の行使価額の算出の結果、行使価額が200円（以下、本「(2) 第1回新株予約権」において「下限行使価額」といいます。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。また、上記①の行使価額の算出の結果、行使価額が600円（以下、本「(2) 第1回新株予約権」において「上限行使価額」といいます。）を上回る場合には、行使価額は上限行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法によります。 未定（注）5
(8) 本新株予約権の取得事由	当社は、当社の事業を支援する者との間で第三者割当増資等に関する契約を締結した場合、東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、割当日から10年が経過した場合、その他、裁判所の許可を得て管財人が決定した場合、会社法第273条第2項の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社の取締役会が裁判所の許可を得て定める取得日に、第1回新株予約権1個あたり第1回新株予約権払込金額相当額と同額で、第1回新株予約権者の保有する第1回新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
(9) 譲渡による本新株予約権の取得の制限	譲渡による第1回新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
(10) その他	・詳細は、別紙2「第1回新株予約権の発行要項」をご参照ください。 ・第1回新株予約権第三者割当は、本更生計画案において、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していること、本更生計画案の可決、本更生計画に係る認可決定及び同認可決定の確定並びに第1回新株予約権希望通知などを条件としております。

- (注) 1. 第1回新株予約権第三者割当に関しては、本更生計画に係る認可決定の確定日から6か月以内に到来する日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日を会社法上の払込期日として決定しており、当該期日を払込期日として記載しております。当該期日を払込期日とした理由は、上記「(10) その他」に記載のとおり、第1回新株予約権第三者割当は、本更生計画に係る認可決定の確定等を条件としており、かかる条件が成立するまでは割当予定先は払込みを行うことができず、また、本日時点ではかかる条件の成立時期が確定できないためです。なお、下記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、スポンサーの探索を継続する方針であるところ、本D E S対象第三者割当を実行するまでの間に、スポンサーの探索が成功し、本現金出資対象第三者割当を実行できる場合には、本D E S対象第三者割当の全部又は一部の実施を停止する可能性があります。また、本D E S対象第三者割当を実行した後に、本現金出資対象第三者割当を実行する場合においては、当社は、スポンサーとの協議次第ではあるものの、本D E S対象第三者割当により発行した第1回新株予約権の全部又は一部を取得事由に基づき取得する可能性もあります。
2. 第1回新株予約権に係る発行新株予約権の総数700個は、本更生計画案に定められた第1回新株予約権の発行数の上限です。第1回新株予約権に係る勧誘は有価証券届出書提出後に行うた

め、本日現在では発行数は確定しておりませんので、第1回新株予約権の割当予定先が決定次第、速やかに開示いたします。

3. 当該発行による潜在株式数は、下限行使価額に基づき算出した潜在株式数の上限です。
4. 第1回新株予約権に係る発行数の上限で発行され、すべての第1回新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。なお、第1回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は減少する可能性があります。
5. 第1回新株予約権は、本更生計画案において、本更生計画に係る認可決定確定日から3か月が経過する日までに、第1回新株予約権希望通知を通知した本更生手続における更生担保権者及び更生債権者にのみ割り当てる旨を定めているため、第1回新株予約権に係る有価証券届出書の提出後に第1回新株予約権の割当予定先に対する勧誘を開始しますので、第1回新株予約権の割当予定先及び各第1回新株予約権の割当予定先の割当新株予約権数については、本日時点では未定となっております。今後、第1回新株予約権の割当予定先が決定次第、速やかに開示いたします。

(3) 普通株式

(1) 払 込 期 日	本更生計画に係る認可決定の確定日以降の日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日（注）1
(2) 発 行 新 株 式 数	6,536,800 株（注）2
(3) 発 行 価 額	未定（注）3
(4) 調 達 資 金 の 額	1,817,230,400 円（注）4
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法 （ 割 当 予 定 先 ）	第三者割当の方法によります。 未定（注）5
(6) そ の 他	・詳細は、別紙3「普通株式の発行要項」をご参照ください。 ・普通株式第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していること、本更生計画案の可決、本更生計画に係る認可決定及び同認可決定の確定などを条件としております。

- (注) 1. 普通株式第三者割当に関しては、本更生計画に係る認可決定の確定日以降の日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日を会社法上の払込期日として決定しており、当該払込期日を払込期日として記載しております。当該期日を払込期日とした理由は、上記「(6) その他」に記載のとおり、普通株式第三者割当は、本更生計画に係る認可決定の確定等を条件としており、かかる条件が成立するまでは割当予定先は払込みを行うことができず、また、本日時点ではかかる条件の成立時期が確定できないためです。
2. 普通株式第三者割当に係る発行新株式数は、本更生計画案に記載された発行数の上限です。普通株式第三者割当に係る勧誘は普通株式に係る有価証券届出書提出後に行うため、本日現在では発行新株式数は確定しておりませんので、割当予定先が決定次第、速やかに開示いたします。
 3. 発行価額は未定であり、今後、150 円（但し、当社の株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、管財人により適切に調整されます。）以上で管財人が裁判所の許可を得て定める金額で決定されます。
 4. 普通株式の募集に係る割当予定先（以下「普通株式の割当予定先」といいます。）及び発行新株式数は未定となっており、調達資金の額は確定しておりません。そのため、調達資金の額は、上限とする発行新株式数を基に、2026 年 10 月 1 日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準に算出した見込額となります。実際の調達資金の額は、募集株式 1 株につき 150 円（但し、当社の株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合に

は、管財人により適切に調整されます。)以上の金額で、管財人が裁判所の許可を得て定める金額に基づき決定します。

5. 下記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、スポンサーの探索を継続する方針であるところ、普通株式に係る有価証券届出書の提出後に普通株式の割当予定先に対する勧誘を開始しますので、普通株式の割当予定先及び普通株式の割当予定先の割当株式数については、本日時点では未定となっております。今後、当社が裁判所の許可を得て普通株式第三者割当を実行することを決定し、また普通株式の割当予定先を決定次第、速やかに開示いたします。

(4) B種種類株式

(1) 払 込 期 日	本更生計画に係る認可決定の確定日以降の日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日 (注) 1
(2) 発 行 新 株 式 数	6,536,800 株 (注) 2
(3) 発 行 価 額	未定 (注) 3
(4) 調 達 資 金 の 額	849,784,000 円 (注) 4
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法によります。 未定 (注) 5
(6) そ の 他	・詳細は、別紙4「B種種類株式の発行要項」をご参照ください。 ・B種種類株式第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していること、本更生計画案の可決、本更生計画に係る認可決定及び同認可決定の確定などを条件としております。

- (注) 1. 本更生計画に係る認可決定の確定日以降の日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日を会社法上の払込期日として決定しており、当該払込期日を払込期日として記載しております。当該期日を払込期日とした理由は、B種種類株式第三者割当は、本更生計画に係る認可決定の確定等を条件としており、かかる条件が成立するまでは割当予定先は払込みを行うことができず、また、本日時点ではかかる条件の成立時期が確定できないためです。
2. B種種類株式第三者割当に係る発行新株式数は、本更生計画案に記載された発行数の上限です。B種種類株式第三者割当に係る勧誘はB種種類株式に係る有価証券届出書提出後に行うため、本日現在では発行新株式数は確定しておりませんので、割当予定先が決定次第、速やかに開示いたします。また、B種種類株式第三者割当を実施する場合には、管財人は裁判所の許可を得てB種種類株式(別紙4「B種種類株式の発行要項」の内容を含みます。)に係る定款変更を行う予定です。
3. 発行価額は未定であり、今後、100円(但し、当社の株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、管財人により適切に調整されます。)以上で管財人が裁判所の許可を得て定める金額で決定されます。
4. B種種類株式の募集に係る割当予定先(以下「B種種類株式の割当予定先」といいます。)及び発行新株式数は未定となっており、調達資金の額は確定しておりません。そのため、調達資金の額は、上限とする発行新株式数を基に、B種種類株式1株あたりの払込金額が、A種種類株式1株あたりの払込金額と同額と仮定して算出した参考金額となります。実際の調達資金の額は、募集株式1株につき100円(但し、当社の株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、管財人により適切に調整されます。)以上の金額で、管財人が裁判所の許可を得て定める金額に基づき決定します。
5. 下記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、スポンサーの探索を継続する方針であるところ、B種種類株式に係る有価証券届出書の提出後にB種種類株式の割当予定先に対する勧誘を開始しますので、B種種類株式の割当予定先及びB種種類株式の各割当予定先の割

当株式数については、本日時点では未定となっております。今後、当社が裁判所の許可を得て B 種種類株式第三者割当を実行することを決定し、B 種種類株式の割当予定先を決定次第、速やかに開示いたします。

(5) 第 2 回新株予約権

(1) 払 込 期 日	本更生計画に係る認可決定の確定日以降の日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日 (注) 1
(2) 発行新株予約権の総数	2,000 個 (注) 2
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個あたり 1,788 円 (注) 3
(4) 当該発行による潜在株式数	未定 (注) 4
(5) 調 達 資 金 の 額	2,003,576,000 円 (注) 3 (内訳) 新株予約権発行分: 3,576,000 円 新株予約権行使分: 2,000,000,000 円
(6) 行 使 価 額	当初行使価額: 第 2 回新株予約権の発行決定日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の 95% の価格とします。 ① 行使価額は、初回を第 2 回新株予約権の発行後最初に到来する 4 月末日又は 10 月末日のいずれか早い日として、以後毎年 4 月末日及び 10 月末日 (修正日) に、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の 95% の価格に修正されます。 ② 上記①の行使価額の算出の結果、行使価額が下限行使価額 (管財人が裁判所の許可を得て定めます。) を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。また、上記①の行使価額の算出の結果、行使価額が上限行使価額 (管財人が裁判所の許可を得て定めます。) を上回る場合には、行使価額は上限行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 未定 (注) 5
(8) そ の 他	・詳細は、別紙 5 「第 2 回新株予約権の発行要項」をご参照ください。 ・第 2 回新株予約権第三者割当は、本更生計画案において、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していること、本更生計画案の可決、本更生計画に係る認可決定及び同認可決定の確定などを条件としております。

(注) 1. 第 2 回新株予約権第三者割当に関しては、本更生計画に係る認可決定の確定日以降の日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日を会社法上の払込期日として決定しており、当該期日を払込期日として記載しております。当該期日を払込期日とした理由は、上記「(8) その他」に記載のとおり、第 2 回新株予約権第三者割当は、本更生計画に係る認可決定の確定等を条件としており、かかる条件が成立するまでは割当予定先は払込みを行うことができず、また、本日時点ではかかる条件の成立時期が確定できないためです。

2. 第2回新株予約権の発行新株予約権の総数2,000個は、本更生計画案に定められた第2回新株予約権の発行数の上限です。第2回新株予約権に係る勧誘は有価証券届出書提出後に行うため、本日現在では発行数は確定しておりませんので、第2回新株予約権の割当予定先（以下「第2回新株予約権の割当予定先」といいます。）が決定次第、速やかに開示いたします。
3. 調達資金の額は、上限とする発行新株式予約権の総数を基に、発行価額が第1回新株予約権1個あたりの払込金額と同額と仮定して算出した見込額となります。実際の調達資金の額は、管財人が裁判所の許可を得て決定する割当新株予約権数及び発行価額により変動します。また、第2回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合にも、調達資金の額が減少する可能性があります。
4. 当該発行による潜在株式数は、今後、当社が裁判所の許可を得て第2回新株予約権第三者割当を実行することが決定し、それに伴い決定される行使価額に従って決定されます。
5. 下記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、スポンサーの探索を継続する方針であるところ、第2回新株予約権に係る有価証券届出書の提出後に第2回新株予約権の割当予定先に対する勧誘を開始しますので、第2回新株予約権の割当予定先及び第2回新株予約権の各割当予定先の割当新株予約権数については、本日時点では未定となっております。今後、当社が裁判所の許可を得て第2回新株予約権第三者割当を実行することを決定し、第2回新株予約権の割当予定先を決定次第、速やかに開示いたします。

2. 募集の目的及び理由

（1）本第三者割当に至る経緯

①経緯

当社グループにおいては、2025年2月14日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び2025年9月4日付「第三者委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」にて公表したとおり、二度にわたる会計不祥事（以下「本件会計不祥事」といい、2025年2月14日付で調査報告書を公表した事案を「第一事案」、2025年9月4日付で調査報告書を公表した事案を「第二事案」といいます。）が発生しています。第三者委員会による調査の結果、第一事案については、当時当社の代表取締役会長兼社長であった石田信文氏（以下「創業者」といいます。）が利益追求を推し進め、強く指導した結果として、役員・従業員らにおける創業者に対する従属的な気質、日常的なプレッシャーが生じ、これらが、第一事案の各場面において、個人あるいは組織としての適切な意思決定や行動選択に誤りや躊躇を生じさせたという点で本件会計不祥事の要因となったものと考えられる旨が報告されています。また、第二事案についても、かかる不祥事を発生させた根源的な原因は、当社グループの経営トップであった創業者における、上場企業のトップとして要求される高度な倫理観や備えるべき誠実性を欠いた姿勢・言動にあることは指摘せざるを得ないものとされ、このような創業者の姿勢・言動が、ガバナンスの機能不全等の根幹にあるものと考えられる旨が報告されています。

当社は、本件会計不祥事の発覚後、2025年11月25日付「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」にて公表したとおり、東京証券取引所より、2025年11月22日付で特別注意銘柄に指定されました。当該指定にあたり、東京証券取引所からは、「本件は、元代表取締役会長の倫理観・誠実性の欠如などにより、同社は全社的なガバナンスの機能不全に陥り、長期間にわたり複数の不適切会計が行われた結果、投資者の投資判断に深刻な影響を与える虚偽と認められる開示が行われたものであり、また、投資者が適切な投資判断を行うにあたっての前提となる有価証券報告書等の財務諸表等に添付される監査報告書等の監査意見等が意見不表明等となったものであり、同社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特別注意銘柄に指定することとします。」との指摘を受けています。これを受けて当社は、特別注意銘柄の指定解除に向け、2025年12月23日付「改善計画の策定方針に関するお知らせ」及び2026年5月26日付「改善計画・状況報告書の公表に関するお知らせ」にて公表したとおり、内部管理体制等の改善を目的として、改善計画・状況報告書（以

下「改善計画書」といいます。)を作成し、2026年5月26日付で東京証券取引所へ提出いたしました。当社は、特別注意銘柄指定から1年経過後速やかに内部管理体制確認書を東京証券取引所に提出する必要があると認められ、同確認書提出後に実施される東京証券取引所の審査において、内部管理体制が整備されていると認められない場合又は適切に運用される見込みがなくなったと認める場合には、当社の普通株式について、東京証券取引所より上場廃止の決定がされ、原則として当該決定の日の翌日から1か月を経過した日において当社の普通株式は上場廃止となります。

当社は、上述した第三者委員会の調査結果及び東京証券取引所からの指摘を受け、上場廃止を回避するため、創業者である石田信文氏の影響力の希釈化をはじめ、内部管理体制等の改善を図ってまいりました。

他方、本件会計不祥事の発生により、取引金融機関との間の借入契約のコベナントに抵触したことから、2025年8月以降、取引金融機関14行との間で、弁済期が到来した有利子負債につき、弁済期の猶予に係る協議を進めてまいりましたが、有価証券報告書等の財務諸表等に添付される監査報告書等の監査意見等が意見不表明等となった状態にあること、さらには創業者の資産管理会社である株式会社ジェットによる名古屋地方裁判所に対する当社の臨時株主総会招集許可申立て及び同裁判所による招集許可決定により、内部管理体制の改善を進めてきた経営陣に変更が生じる可能性が生じたことなどから、取引金融機関を対象債権者とする私的整理による事業再生計画の成立は困難となり、取引金融機関14行からの借入金の大部分について、既に弁済期が到来し、かつ経過した状態（いわゆる期流れの状態）に陥りました。

かかる状況を踏まえ、当社は、2026年5月8日、東京地方裁判所に更生手続開始の申立てを行い、即日、更生手続開始の決定を受けました。当社による更生手続開始の申立ての決断は、前述した取引金融機関14行に対する有利子負債の状況を踏まえて、経営上の混乱に一刻も早く終止符を打ち、引き続き内部管理体制の改善を進めることにより、特別注意銘柄の指定の解除を目指し、当社をとりまくステークホルダーの皆様に資する経営を行い、もって上場企業としての責任を全うしようとするものでした。

更生手続の開始決定を受けた当社は、財務基盤の増強とガバナンスの改善を目的として、本年6月以降、スポンサーの探索を進めてまいりました。管財人による裁判所に対する更生計画案の提出期限が当初2026年9月7日に設定されていたことから、当社は、スポンサーからの出資及び支援を前提とした更生計画案を作成するため、時間的な制約の中で、当社グループの売上の大半を占める移動体通信関連事業の同業他社を中心にスポンサー支援の打診を行いました。打診先のうち数社からは、具体的な提案を得ることができましたが、当社グループが営む移動体通信関連事業、不動産賃貸事業及びゴルフ場リゾート事業を「三位一体」として引き受けていただける現実的な提案を得ることはできませんでした。

なお、当社は、当社が東海財務局長に提出した過年度の有価証券報告書等に関して、現在、証券取引等監視委員会より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けており、当該開示検査に協力しております。当該開示検査の結果によっては、今後、当社は課徴金納付等の行政処分を受け、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

②本第三者割当の必要性

ア A種種類株式第三者割当の必要性

上記のとおり、当社は更生計画案の提出期限までに第三者割当増資によるスポンサーを選定することができなかったことから、管財人は、本D E S対象債権に対するデット・エクイティ・スワップの方法により、本D E S対象債権を保有する更生債権者に対してA種種類株式を発行する旨（以下「非選択的D E S」といいます。）を更生計画案に規定することとしました。非選択的D E Sを選択するに至った過程及びその必要性は以下のとおりです。

まず非選択的D E Sを行う必要性として、財務体質の改善の効果が挙げられます。管財人が本更生手続において実施した財産評定後の貸借対照表によれば、当社の財務状態は、本更生手続開始時（2026年5月8日）において、資産の部は16,002,801千円、負債の部は15,850,508千円、純資産の部は152,293千円であることが明らかになりました。また、同年5月9日以降にも多額の借入金について遅延損害金が継続的に発生しているため、事業年度終了の日（裁判所により更生計画が認可され

た場合、会社更生法 232 条 2 項及び企業内容等開示ガイドライン 24-2 により、2026 年 5 月 9 日を始期とする事業年度は、当該認可日に終了します。）においては、当社は、いったん債務超過に陥る可能性を否定することができないと考えられます。このような財務状態を前提とすると、当社において、負債の金額を減らし、同額が資本に振り替わるデット・エクイティ・スワップを行うことは、対外的な信用力を維持し、取引先等との取引の前提条件の悪化を防ぐために必要不可欠と考えられます。非選択的 D E S を実施した場合、約 6 億円程度の負債が資本に振り替わり、債務超過となるおそれも低減することができることから、非選択的 D E S を行うことには高度の必要性が認められます。

次に、当社のガバナンスを改善し、企業価値を維持・向上させるためにも、非選択的 D E S は必要と考えられます。すなわち、本件会計不祥事の要因として創業者の影響力があつたことは、上記のとおり第三者委員会の認めるところですが、創業者、その親族及びその資産管理会社等（以下「創業者ら」といいます。）が大株主として当社の議決権の相当数を保有し続ける限り、対外的には、当社には「また会計不祥事を起こすかもしれない会社」、あるいは「会計不祥事の要因となった創業者の強い支配下にあり、ガバナンスが機能不全の会社」とのレッテルが貼られたままの状態となります。かかる状態では、取引先との関係では、取引機会の減少や取引条件の悪化につながるほか、資本政策の面においても、潜在的な資本提携・戦略的提携のチャンスや、外部からの資本調達の可能性も極めて限定されるため、当社の企業価値の向上の可能性を大きく損なうものといえます。また、創業者らが当社の大株主として存在し続ける限り、本更生手続が終了した場合には、創業者ら又は創業者らの影響を受けた者が当社の取締役として選定され、当社の経営を担うことになるものと想定されるところ、このように創業者らの復活が懸念される状態では、旧態依然とした社内風土の改善や社内改革を従業員に求めても、改善や改革は一向に進まないことが想定されます。したがって、この点においても、創業者らが当社の大株主として存在し続けることは、当社の企業価値の向上の可能性を大きく損なうものといえます。

また、上述のとおり、当社のガバナンスが改善されない場合には、当社の普通株式は上場廃止とされるおそれが高いところ、上場廃止となった場合には株式の自由な処分も難しくなることから、株価は急落し、経営の混乱が避けられないのみならず、既存株主に不測の損害が生ずることとなるおそれがあります。加えて、対外的な信用が失墜し、取引先との取引の継続や取引条件に著しい悪影響が生じることも見込まれ、当社の収益は悪化することが避けられず、従業員の離職や採用難等により、事業に不可逆的な損害が発生するおそれも否定することができません。当社が上場維持を果たすためには特別注意銘柄の指定の解除を受ける必要がありますが、そのためには、上場会社として適切なガバナンスを回復することが必要であるところ、株主構成はガバナンスの改善において重要な要素と考えられ、創業者らが多数の議決権を有している現在の状況では、当社のガバナンスが改善されたとの評価は難しい（したがって、上場維持を果たすことは難しい）ものと想定されます。

以上のとおり、当社の株主構成において約 46%を占める創業者らの議決権保有割合を低下させ、当社のガバナンスを改善することは、当社の事業上、極めて重要性が高いと考えられます。非選択的 D E S を行った場合、試算によれば、創業者らの議決権保有割合は、約 26%程度まで減少し、取引金融機関を中心とする更生債権者の議決権保有割合は合計で約 43%程度となるものと見込まれます。かかる更生債権者は、管財人が作成した本更生計画が認可された場合には当該計画に従って長期分割弁済の方法により返済を受けることになるため、当社の安定的かつ持続的な再建に直接的な利害関係を有する者ということができ、創業者らの影響を受けることなく、当社の再建のために合理的に行動することが期待でき、かかる意味においてガバナンスの改善が達成されと考えられます（但し、現時点では更生債権者との間でガバナンスの改善に向けた具体的な調整は行っておりません。また、更生債権者からも株式の保有、議決権の行使、モニタリングその他のガバナンス上の役割を受諾したとの意思を確認しているわけでもありません。）。したがって、非選択的 D E S は、当社のガバナンスを改善し、企業価値を維持・向上させるために必要なものと認められます。

なお、非選択的 D E S は、更生債権者が当社に対して保有する本 D E S 対象債権を消滅させるのと

引き換えに、当社から更生債権者に対して当社の株式を発行するものですが、当社が更生債権者に発行する株式は、当社の普通株式ではなく、A種種類株式としています。上記のとおり非選択的D E Sには当社のガバナンス改善の点において意義があるところ、更生債権者に対し発行する株式として、流動性の高い普通株式ではなく、譲渡制限が付された種類株式とすることにより、当社の安定的かつ持続的な再建に直接的な利害関係を有する更生債権者がA種種類株式を保有し続けることが期待でき、当社のカバナンスの改善という意義が実質化されます。また、当社としては今後もスポンサーの探索活動を継続することを予定しており、仮にスポンサーが見つかった場合に、金銭を対価とする取得条項の行使を通じて、当社が更生債権者からA種種類株式を取得できる余地を残すことにより、スポンサーとの協議次第ではあるものの、A種種類株式の発行による既存株式の希釈化とスポンサーによる増資に伴う既存株式の希釈化という二重の希釈化を回避することも可能となるため、更生債権者に対し発行する株式を種類株式とし、金銭対価の取得条項を付すことは既存株主への影響を抑える要請に適うものといえます。以上のような事情を踏まえ、非選択的D E Sにおいて、更生債権者に対し発行する株式は、普通株式ではなく、A種種類株式としています。

イ 第1回新株予約権第三者割当の必要性

当社は、上記のとおり、本更生計画案の提出期限までに第三者割当増資によるスポンサーを選定することができなかったことから、まずA種種類株式第三者割当により当社グループの財務体質を改善させることを予定しています。もっとも、かかる第三者割当の実行後においても、負債の金額に対する純資産の金額の割合は低いといわざるを得ないため、なお、負債が資本に振り替わる効果を持つデット・エクイティ・スワップを行う必要性が認められます。

また、当社のガバナンスを改善し、企業価値を維持・向上させるという観点との関係では、上述のとおり、A種種類株式第三者割当により創業者らの議決権保有割合を約26%程度まで低下させることができるものと見込まれ、これにより、一定のガバナンスの改善が達成できます。もっとも、創業者らが約20%を超えて議決権を有している状態においては、創業者らの影響力が残存しているとの評価もありえるところから、なお一定の限度まで、創業者らの議決権保有割合を下げる必要性が生じます。

第1回新株予約権第三者割当により、本更生手続における更生担保権者及び更生債権者に対して第1回新株予約権を発行すれば、これらの者による第1回新株予約権の行使により、これらの者が当社に対して有する更生債権等が、当社の普通株式に振り替わり、財務体質の改善及び創業者らの議決権保有の低下による当社のガバナンス改善に寄与します。したがって、当社が第1回新株予約権第三者割当を行うことには合理的な必要性が認められます。

ウ 本現金出資対象第三者割当の必要性

当社は、上記のとおり、本更生計画案提出までに当社に出資いただけるスポンサーを選定することはできなかったものの、現時点においても、スポンサーからの出資を受けることは、当社のガバナンス改善及び当社株式の上場維持に資するという点、並びに本更生計画の履行の確実性を向上させるという点において、重要であると考えております。したがって、当社は、改めてスポンサー選定を実施することを想定しており、今後、選定予定のスポンサーから普通株式、種類株式又は新株予約権等を活用した支援を提案される可能性があります。会社更生法上、更生手続に服する更生会社は、更生計画によらなければ、普通株式、種類株式又は新株予約権等を第三者に対して発行することができないため、更生計画案においては、予め、将来現れる可能性があるスポンサーのために、募集株式及び募集新株予約権に関する規定を設けておく必要性が認められます。したがって、現時点において、割当予定先や具体的な募集事項は未定であるものの、当社による本現金出資対象第三者割当には合理的な必要性が認められます。

③本D E S 対象第三者割当の割当予定先の選定理由

ア A 種種類株式の割当予定先の選定理由

A 種種類株式の割当予定先には、本D E S 対象債権を有している更生債権者を選定いたしました。非選択的D E S の対象とする債権を本D E S 対象債権とした理由は、以下のとおりです。

当社は、従前の取引金融機関との協議及び交渉において、取引金融機関の当社に対する債権の元本部分については全額弁済を行う旨を明確に伝えており、元本部分をデット・エクイティ・スワップの対象とすることについて、取引金融機関からの理解を得ることは難しいと考えられました。加えて、更生担保権については、本更生手続においては、そのすべてが担保により保全されていることが確認されたものであり、これをデット・エクイティ・スワップの対象とすれば、更生計画の遂行により担保権を喪失させる効果を持つため、衡平性に欠ける可能性があります。また、更生債権についても、その大部分が、当社の子会社が保有する担保目的財産により保全されていると考えられるため、少なくとも、更生計画案において更生債権のうち元本部分をデット・エクイティ・スワップの対象とした場合には、更生債権者からの同意が得られる見込みは低いと考えられました。一方で、更生債権のうち、利息及び損害金部分については、従前より取引金融機関に対して権利変更の可能性を示唆してきた経緯もあり、これを非選択的D E S の対象とした場合においても、取引金融機関から一定の理解を得る見込みはあるものと考えられます。

以上から、本D E S 対象債権のみを非選択的D E S の対象とすることが適切であると考えました。

イ 第1回新株予約権の割当予定先の選定理由

第1回新株予約権第三者割当においては、第1回新株予約権に係る有価証券届出書の効力発生後で、かつ、本更生計画の認可決定が確定した後、本更生計画に従って払込期日までに第1回新株予約権希望通知をした第1回新株予約権の割当予定先との間で総数引受契約を締結するため、現時点で割当予定先は決まっておりません。

(2) 第三者割当の方法を選択した理由

上記「(1) 本第三者割当に至る経緯」に記載のとおり、当社は、内部管理体制等の整備、ガバナンスの改善及び当社グループに対して貸付債権を有する取引金融機関 14 行（なお、当該 14 行のうち 2 行は当社に対して本D E S 対象債権を保有しないことから、A 種種類株式第三者割当の対象とはなりません。）との間で元本全額の弁済を前提とした弁済期の猶予に係る協議を実施してきた経緯に鑑み、管財人が作成する本更生計画案において記載する資本政策のストラクチャーとしては、当社グループの財務体質の改善に資することを前提としたうえで、ガバナンスの改善及び上場廃止を回避する上で有効であること並びに更生担保権者及び更生債権者の理解が得られる方法であること等が重要な考慮要素であると考えました。そのような前提の下、以下のとおり各資金調達手法を比較検討いたしました。

①取引金融機関からの借入れ及び社債の発行

借入れ又は社債の発行による資金調達は、調達した資金が全額負債となるため、現時点でも取引金融機関との弁済の猶予に係る協議を進めている中で、根本的な解決策とはなりません。また、このような状況において、追加の借入れに応じる金融機関が存在することは期待し難く、社債についても引受けを行う者を確保できる見込みが立たない状況にあります。加えて、借入れ及び社債の発行による資金調達では、当社の株主構造に変化は生じないため、ガバナンスの改善に資するものとは言えないと考えられます。これらの理由から、借入れ及び社債による資金調達は、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

②公募増資

特別注意銘柄に指定されている状況下においては、公募増資に対する需要を引き出すこと自体が困難であり、資金調達自体の実現性という観点から、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

③株主割当増資

株主割当増資は、既存株主の持分割合が希薄化しないという点において、一般の株主の方々にとってはメリットがありますが、創業者らで構成される支配株主の影響力を適切に抑制し、内部管理体制等の整備及びガバナンスの改善を図る要請との関係では、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

④新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型と、新株予約権の行使を株主の判断に委ねるノンコミットメント型があります。コミットメント型ライツ・オファリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されることから、現時点では実施の目処は立っておりません。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングでは、既存投資家の参加率が不透明であることから、資金調達の蓋然性確保の観点から不適当であると判断いたしました。

⑤転換社債型新株予約権付社債（CB・MSCB）の発行

負債性資金の調達と将来の資本増強を組み合わせた転換社債型新株予約権付社債（CB：Convertible Bond）及び転換価額が株価に連動して修正されるいわゆる MSCB（Moving Strike Convertible Bond：転換価格修正条項付転換社債）は、いずれも負債性資金の調達となるため、現時点でも取引金融機関との弁済の猶予に係る協議を進めている状況において、これらの社債の引受けを行う者を確保できる見込みが立たない状況にあります。したがって、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

ア 本D E S対象第三者割当

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
—	46,000,000	—

- (注) 1. 本D E S対象第三者割当によるA種種類株式及び第1回新株予約権の発行は現物出資となるため、当社の手元資金の増加はありません。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、有価証券届出書作成費用及び登記関連費用等の合計額であります。

イ 本現金出資対象第三者割当

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,670,590,400	69,000,000	4,601,590,400

- (注) 1. 払込金額の総額は、一定の仮定に基づく参考金額であり、実際の払込金額と異なります。実際の払込金額は、今後、当社が裁判所の許可を得て本現金出資対象第三者割当を実行することを決定し、本現金出資対象第三者割当の割当予定先等を決定次第、速やかに開示いたします。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー費用、弁護士費用、有価証券届出書作成費用及び登記関連費用等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

ア 本D E S対象第三者割当

本D E S対象第三者割当によるA種種類株式及び第1回新株予約権の発行は、債権の現物出資となるため、当社の手元資金の増加はありません。

なお、A種種類株式第三者割当の現物出資の対象となる本D E S対象債権は、本更生手続における当社に対する確定更生債権のうち、本更生手続開始前に発生した利息及び損害金、並びに本更生手続開始決定時から本更生計画に係る認可決定時まで発生する利息及び損害金の部分となります。A種種類株式の割当予定先は、主に当社又は当社の子会社が借入れを行っている取引金融機関及び当社の子会社がリース取引を行っているリース会社であるところ、当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」の「(1) 本第三者割当に至る経緯」の「①経緯」に記載のとおり、本件会計不祥事の発覚により、2025年8月以降、取引金融機関との間で、弁済期が到来した有利子負債につき、弁済期の猶予に係る協議を進めてまいりましたが、当社が更生手続開始の申立てをしたことなどから、A種種類株式の割当予定先である取引金融機関に対して多額の利息及び損害金の債務を負うことになりました。また、A種種類株式の割当予定先のうちNECキャピタルソリューション株式会社に対しては、本更生手続の開始により当社の子会社(株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部)がNECキャピタルソリューション株式会社に対して期限の利益を喪失したことから、連帯保証人である当社はNECキャピタルソリューション株式会社に対し損害金を負うことになりました。かかる経緯により、本D E S対象債権が発生し、その金額は、本日において想定される条件に基づく試算によれば、約635,035千円程度に上ると想定されます。

第1回新株予約権第三者割当の現物出資の対象となる債権は、更生債権等であって、本更生計画に基づき第1回新株予約権の割当てを希望する更生債権等の債権者が指定することにより確定するため、本日現在では未確定であることから、現物出資の対象となる債権が決定次第、速やかに開示いたします。

イ 本現金出資対象第三者割当

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、スポンサーの探索を継続する方針であるところ、本D E S対象第三者割当を実行するまでの間に、スポンサーの探索が成功し、本現金出資対象第三者割当を実行できる場合には、本D E S対象第三者割当の全部又は一部の実施を停止する可能性があります。そして、本現金出資対象第三者割当による調達する資金は、本更生手続における更生債権等の弁済資金、当社グループの運転資金又は成長投資のための資金等に充当する予定です。なお、本D E S対象第三者割当を実行した後に、本現金出資対象第三者割当を実行する場合においては、当社は、スポンサーとの協議次第ではあるものの、本D E S対象第三者割当により発行したA種種類株式及び第1回新株予約権の全部又は一部を取得条項に基づき取得する可能性があるため、本現金出資対象第三者割当による調達する資金はこれらの取得のための対価等の支払に充当する場合があります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

(1) 本D E S対象第三者割当

上述のとおり、本D E S対象第三者割当は現物出資となるため、該当事項はありません。

なお、A種種類株式第三者割当における現物出資の対象となる債権は、当社又は当社の子会社が過去に調達した金融機関からの借入れ及びリース会社からのリース債権に対する利息又は損害金です。第1回新株予約権第三者割当における現物出資の対象となる債権は、今後、本更生計画に従って債権者が指定することにより確定するため、本日現在では未確定です。

(2) 本現金出資対象第三者割当

本更生手続における更生債権等の弁済資金、本D E S対象第三者割当により発行したA種種類株式及び

第1回新株予約権の取得資金、当社グループの運転資金又は成長投資のための資金等に充当するものであり、当社の財務体質の改善又は当社の企業価値の維持・向上に資するものであることから、資金使途には合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①A種種類株式

当社は、A種種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及び本種類株式の割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本 顕三、以下「赤坂国際」といいます。）に対してA種種類株式の価値算定を依頼し、種類株式評価報告書（以下「A種種類株式評価報告書」といいます。）を取得しております。

第三者算定機関である赤坂国際は、A種種類株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的なオプション価格算定モデルである二項モデルに基づきA種種類株式を評価するものとしたとのことです。赤坂国際がかかる評価の方法を採用した理由は、A種種類株式には、普通株式を対価とする取得条項によりA種種類株主に普通株式が交付されるという普通株式への転換条項及び金銭を対価とする取得条項により本種類株主に払込金額と同額の金銭が交付されるという条項が付帯しており、その経済実態はいわゆる転換社債に類似するものとして、転換社債の評価に準じて評価するためとのことです。

赤坂国際からは、A種種類株式の内容を前提とした場合、その株式の価値は、発行価額の約3割から4割程度の金額で評価されるとの見解が示されました。本更生計画案の提出日である2026年9月9日の前営業日である同月8日の当社普通株式の終値は279円であったところ、仮にA種種類株式の発行価額を同額（279円）とした場合、赤坂国際の見解によればA種種類株式の評価額は約84円から112円程度にとどまることになるため、これを上回る金額でA種種類株式を発行することとすれば、適正な金額といえるものと考えられます。そこで、当社は、A種種類株式の発行価額を130円に設定し、赤坂国際に対して株式価値の評価を依頼したところ、赤坂国際は、A種種類株式発行要項に定められた諸条件を考慮の上、一定の前提（当社普通株式の株価、ボラティリティ、普通株式配当額、無リスク利子率及びクレジットスプレッド等）の下、A種種類株式の公正価値の算定をしております。A種種類株式評価報告書において算定されたA種種類株式の価値は、1株当たり34.5円とされております。

当社は、当社及びA種種類株式の割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際によるA種種類株式評価報告書における上記算定結果や当社の置かれた事業環境及び財務状況、さらには、上記「2. 募集の目的及び理由」の「(1) 本第三者割当に至る経緯」の「②本第三者割当の必要性」に記載した目的を達成するため、公開買付制度において企業に対する実質的な影響力を考慮し公開買付けが強制される基準が30%とされていることを踏まえ創業者らの議決権保有割合を30%以下の水準にする必要があると考えたこと、買収への対応方針（いわゆる買収防衛策）において、対抗措置の発動要件として議決権保有割合の20%以上と設定されることが一般的であることを踏まえ、新たなスポンサーが登場しない場面においても、創業者らの議決権保有割合を概ね20%未満としないものであれば甘受されるべき水準であるといえること等を考慮した上で、上記のとおりA種種類株式の発行価額を130円で決定したものです。当社としては、A種種類株式の払込金額には合理性及び相当性が認められると考えており、また、その算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等からA種種類株式の払込金額（1株当たり130円）はA種種類株式の割当予定先に特に有利な金額ではないことが明らかであると判断しております。

②第1回新株予約権

当社は、第1回新株予約権の発行条件の決定に当たっては、公正性を期すため当社及び第1回新株予約権の割当予定先から独立した第三者機関である赤坂国際に第1回新株予約権の価値算定を依頼し、新株予約権評価報告書（以下「第1回新株予約権本評価報告書」といいます。）を取得しております。

赤坂国際は、第1回新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、モンテカルロ・シミュレーションを用いて第1回新株予約権の評価を実施

しています。また、赤坂国際は、第1回新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2026年9月4日）の市場環境等を考慮し、当社の株価（273円）、ボラティリティ（31.7%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利率（2.9%）等について一定の前提を置き、かつ、第1回新株予約権の割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、第1回新株予約権の公正価値を算定しております。

なお、第1回新株予約権の行使価額につきましては、本更生計画に係る認可決定日に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の95%の価格と決定いたしました。また、第1回新株予約権の行使価額は、各修正日に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の95%に修正されるものとし、下限行使価額（金200円）については評価基準日における当社普通株式終値273円に対して26.73%のディスカウントに設定されており、評価基準日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。また、第1回新株予約権の割当予定先に、当社の普通株価を上昇させるインセンティブ（当社の再建に積極的に協力するインセンティブ）を一定程度与える観点から、本更生計画案の提出日である2026年9月9日の前営業日である同月8日の当社普通株式の終値は279円の約215%に相当する600円を上限行使価額として設定することには合理性があると考えられます。

なお、修正後の行使価額は、修正日の前営業日の株価や短期間の株価の平均値を修正後の行使価額とした場合、修正日の終値が修正日前後の当社の株価の動向から逸脱した額となる可能性が否定できないこと等を踏まえて、修正日の前営業日の終値や短期間の終値の平均値ではなく、各修正日に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値の95%とすることが合理的と考えております。また、当社は会社更生手続下の更生会社であり、株価も通常の会社と比してボラティリティが高い状態が続くと想定されることを踏まえれば、一定の十分な期間の株価の平均値を行使価額の修正の基準金額として採用することが妥当と考えられること、また行使価額の修正日に近接した時期においては既存株式の希釈化の懸念等による株価に対する一時的な影響が当社の普通株式の株価に作用する可能性があること等を勘案すれば、行使価額の修正方法として、修正日に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値の単純平均値を基準とすることには合理性があると考えられます。また、第1回新株予約権第三者割当の目的として、当社の財務体質の改善が挙げられるところ、これを促進する観点から、行使価額については、普通株式の株価の平均値よりも一定程度低い金額に設定する必要があること、一方で行使価額として新株予約権保有者に特に有利な金額を設定すると既存株式への希釈化の影響が大きくなること等を考慮すれば、修正価額を各修正日に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値の95%とすることにも合理性があると考えられます。

また、当初の行使価額は、本更生計画に係る認可決定日の前営業日の株価や短期間の株価の平均値を行使価額とした場合や本更生計画に係る認可決定日に先立つ3か月や6か月等の長期間の平均値を行使価額とした場合、本更生計画に係る認可決定日の終値が前後の当社の株価の動向から逸脱した額となる可能性が否定できないこと等を考慮して、本更生計画に係る認可決定日に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の95%とすることが合理的であると考えております。なお、会社更生法上、更生会社において新株予約権は更生計画に基づき発行されるところ、更生計画は認可の決定の時に効力を生じることから、当初の行使価額は、本更生計画に係る認可決定日を基準として算出することとしています。

その上で、当社は、第1回新株予約権の発行価格（1,788円）を赤坂国際による価値評定価額と同額で決定しており、また、その算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から第1回新株予約権の発行条件は、第1回新株予約権の割当予定先に特に有利なものではないことが明らかであると判断しております。

③普通株式、B種種類株式及び第2回新株予約権

上記「1. 募集の概要」の「(3) 普通株式」の「(注) 5」、「1. 募集の概要」の「(4) B種種類株式」

の「(注) 5」及び「1. 募集の概要」の「(5) 第2回新株予約権」の「(注) 5」に記載のとおり、現状では割当予定先が未定であることから、本現金出資対象第三者割当の発行価額を含む発行条件についても現状では未定であり、今後、各割当予定先を選定する過程で、割当予定先との間で発行条件について当社の株価動向をも踏まえた交渉を行います。払込金額の算定根拠及びその具体的内容は、今後、本現金出資対象第三者割当を実行することを決定し、発行条件を決定次第、速やかに開示いたします。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

① A種種類株式及び第1回新株予約権第三者割当

A種種類株式第三者割当によりA種種類株式の割当予定先に対して割り当てられるA種種類株式数は、現段階の試算によれば、最大で4,884,884株であり、その議決権数は、48,840個となり、2026年9月7日現在の当社の議決権総数63,712個に対し76.7%となり、A種種類株式第三者割当により大幅な希薄化が生じます。

また、第1回新株予約権第三者割当により割り当てられる第1回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は最大で3,500,000株で、議決権数は35,000個となります。そのため、本D E S対象第三者割当に係る潜在株式数を合計した希薄化率は、2026年9月7日現在の当社の議決権総数63,712個に対して83,840個(131.6%)となり、本D E S対象第三者割当により大幅な希薄化が生じます。しかしながら、当社といたしましては、本D E S対象第三者割当は当社の健全な上場企業として再建に資するものと考えており、最終的に既存株主の利益向上に繋がるものと考えております。また、本D E S対象第三者割当により、最大で、創業者らの議決権保有割合は約20%まで希薄化されますが、かかる希薄化の割合は、上記「2. 募集の目的及び理由」の「(1) 本第三者割当に至る経緯」の「②本第三者割当の必要性」を踏まえれば、既存株主に対して重大な不利益を及ぼすものとはいえず、また、創業者らの議決権保有割合を必要以上に希薄化するものでもない(上記「(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」の「①A種種類株式」に記載のとおり、新たなスポンサーが登場しない場面においても、創業者らの議決権保有割合を概ね20%未満としないものであれば甘受されるべき水準であるといえる)と考えられます。したがって、本D E S対象第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。また、本D E S対象第三者割当は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営陣から一定程度独立した第三者として、当社と利害関係のない社外有識者である弁護士の仁科秀隆氏(中村・角田・松本法律事務所)(以下「本弁護士」といいます。)による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。本弁護士は、本D E S対象第三者割当の必要性及び相当性につき検討し、下記「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、本D E S対象第三者割当につき、必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。

以上より、当社は、本D E S対象第三者割当に係る発行数量及び希薄化の規模は、本D E S対象第三者割当が当社の健全な上場企業として再建に繋がるものであり、中長期的にみて当社の企業価値及び株主価値の維持・向上に資することから、相当程度の希薄化が伴うとしても、合理的であると判断いたしました。

② 普通株式、B種種類株式及び第2回新株予約権

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、スポンサーの探索を継続する方針であるところ、本D E S対象第三者割当を実行するまでの間に、スポンサーの探索が成功し、本現金出資対象第三者割当を実行できる場合には、本D E S対象第三者割当の全部又は一部の実施を停止する可能性があり、また、本D E S対象第三者割当を実行した後に、本現金出資対象第三者割当を実行する場合においては、当社は、スポンサーとの協議次第ではあるものの、本D E S対象第三者割当により発行したA種種類株式及び第1回新株予約権の全部又は一部を取得条項に基づき取得する可能性があります。本現金出資対象第三者割当については、実施の有無、発行される普通株式、B種種類株式及び第2回新株予約権の数並びに議決権数及び潜在議決権数は未定であるため、本現金出資対象第三者割当に係る発行数

量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠は、今後、当社が本現金出資対象第三者割当を実行することを決定し、発行条件が決定次第、速やかに開示いたします。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) A種種類株式

ア 割当予定先の概要（2026年10月2日現在。特記しているものを除く。）

①株式会社あいち銀行

①	商	号	株式会社あいち銀行												
②	所	在	地	愛知県名古屋市中区栄三丁目 14 番 12 号											
③	代表者の役職・氏名		代表取締役頭取執行役員 鈴木 武裕												
④	事	業	内	容	銀行業										
⑤	資	本	金	180 億円											
⑥	設	立	年	月	日	1910 年 5 月 15 日									
⑦	発	行	済	株	式	数	10,766,712 株								
⑧	決	算	期	3 月 31 日											
⑨	従	業	員	数	2,234 人（2026 年 3 月 31 日現在）										
⑩	主	要	取	引	先	－（注 1）									
⑪	大株主及び持株比率		株式会社あいちフィナンシャルグループ 100%												
⑫	当 社 と の 関 係 等														
	資		本	関	係	該当事項はありません。									
	人		的	関	係	該当事項はありません。									
	取		引	関	係	預金取引及び借入金取引等の金融取引があります。									
	関		連	当	事	者	へ	の	該	当	状	況	該当事項はありません。		
⑬	最近 3 年間の経営成績及び財政状態（連結）														
決			算		期	2024 年 3 月期			2025 年 3 月期			2026 年 3 月期			
純			資		産	271,683			332,252			407,961			
総			資		産	4,603,361			6,765,828			7,130,819			
1 株当たり純資産額（円）			25,233 円 68 銭			30,859 円 26 銭			37,890 円 97 銭						
経			常		収	益	59,945			72,998			115,024		
経			常		利	益	10,189			9,826			30,835		
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			7,119			9,002			21,548						
1 株当たり当期純利益（円）			661円22銭			836 円 13 銭			2,001 円 37 銭						
1 株当たり配当金（円）			527			332			659						

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（注1）主要取引先は相手先の要請により非開示としています。

（注2）同社は、東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場に上場している株式会社あいちフィナンシャルグループが議決権の100%を保有する国内金融機関であること、株式会社あい

ちフィナンシャルグループが同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2026年8月17日）において、グループ各社における、反社会的勢力との取引の遮断に努めるとともに、取引開始後に相手方が反社会的勢力であることが判明した場合には、基本方針に沿って適切に対応する旨の記載があること、同社は銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であること等から、同社は反社会的勢力とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

②株式会社十六銀行

①	商	号	株式会社十六銀行												
②	所	在	地	岐阜県岐阜市神田町八丁目 26 番地											
③	代表者の役職・氏名		取締役頭取 種村 京平												
④	事	業	内	容	銀行業										
⑤	資	本	金	368 億円											
⑥	設	立	年	月	日	1877 年 8 月 8 日									
⑦	発	行	済	株	式	数	37,924,134 株								
⑧	決	算	期	3 月 31 日											
⑨	従	業	員	数	1,617 人（2026 年 3 月 31 日現在）										
⑩	主	要	取	引	先	－（注 1）									
⑪	大株主及び持株比率		株式会社十六フィナンシャルグループ 100%												
⑫	当 社 と の 関 係 等														
	資		本	関	係	該当事項はありません。									
	人		的	関	係	該当事項はありません。									
	取		引	関	係	預金取引及び借入金取引等の金融取引があります。									
	関		連	当	事	者	へ	の	該	当	状	況	該当事項はありません。		
⑬	最近 3 年間の経営成績及び財政状態（連結）														
決			算		期	2024 年 3 月期			2025 年 3 月期			2026 年 3 月期			
純			資		産	451,464			423,550			473,276			
総			資		産	7,535,480			7,595,477			7,526,018			
1 株当たり純資産額（円）			12,257 円 68 銭			2,335 円 81 銭			2,645 円 11 銭						
経			常		収	益	128,835			136,301			169,093		
経			常		利	益	27,908			31,238			42,766		
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			19,318			20,840			27,380						
1 株当たり当期純利益（円）			530 円 55 銭			115 円 45 銭			153 円 22 銭						
1 株当たり配当金（円）			160			180			240						

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（注 1）主要取引先は相手先の要請により非開示としています。

（注 2）同社は、東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場に上場している株式会社

十六フィナンシャルグループが議決権の 100%を保有する国内金融機関であること、株式会社十六フィナンシャルグループが同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2026 年 7 月 22 日）において、反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携をはかる旨、反社会的勢力との関係遮断に向けた組織的対応力を向上させることを目的として「反社会的勢力対応規程」を整備している旨等の記載があること、同社は銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であること等から、同社は反社会的勢力とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

③株式会社三十三銀行

①	商	号	株式会社三十三銀行	
②	所	在	地	三重県四日市市西新地 7 番 8 号
③	代表者の役職・氏名		取締役頭取 道廣 剛太郎	
④	事		業	内 容
⑤	資		本	金
⑥	設		立	年 月 日
⑦	発		行	済 株 式 数
⑧	決		算	期
⑨	従		業	員 数
⑩	主		要	取 引 先
⑪	大株主及び持株比率		株式会社三十三フィナンシャルグループ 100%	
⑫	当 社 と の 関 係 等			
	資		本	関 係
	人		的	関 係
	取		引	関 係
	関 連 当 事 者 へ の		該当事項はありません。	
	該 当 状 況		該当事項はありません。	
⑬	最近 3 年間の経営成績及び財政状態（連結）			
	決		算	期
	純		資	産
	総		資	産
	1 株当たり純資産額（円）			
	経		常	収 益
	経		常	利 益
	親会社株主に帰属する			
	当 期 純 利 益			
	1 株当たり当期純利益（円）			
	1 株当たり配当金（円）			

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

(注1) 主要取引先は相手先の要請により非開示としています。

(注2) 同社は、東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場に上場している株式会社三十三フィナンシャルグループが議決権の100%を保有する国内金融機関であること、株式会社三十三フィナンシャルグループが同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(2026年6月30日)において、反社会的勢力の排除を目的として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力とは断固として対決し、関係を遮断するとともに反社会的勢力との取引が発生しないように統合的管理を行う旨の記載があること、同社は銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であること等から、同社は反社会的勢力とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

④瀬戸信用金庫

①	商 号	瀬戸信用金庫		
②	所 在 地	愛知県瀬戸市東横山町 119 番地の 1		
③	代表者の役職・氏名	理事長 稲垣 孝幸		
④	事 業 内 容	信用金庫法に基づく金融業務		
⑤	資 本 金	11 億 63 百万円（出資金）		
⑥	設 立 年 月 日	1942 年 11 月 1 日		
⑦	決 算 期	3 月 31 日		
⑧	従 業 員 数	1,126 人（2026 年 3 月 31 日現在）		
⑨	主 要 取 引 先	－（注 1）		
⑩	大株主及び持株比率	会員 57,538 人（2026 年 3 月 31 日現在）		
⑪	当 社 と の 関 係 等			
	資 本 関 係	該当事項はありません。		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	預金取引及び借入金取引等の金融取引があります。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
⑫	最近 3 年間の経営成績及び財政状態（連結）			
	決 算 期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
	純 資 産	124,665	103,291	106,235
	総 資 産	2,532,100	2,433,391	2,406,310
	経 常 収 益	22,333	23,696	28,485
	経 常 利 益	4,763	3,302	3,892
	当 期 純 利 益	3,401	2,528	2,881
	出資 1 口に対する配当金(円)	20	20	20

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

(注1) 主要取引先は相手先の要請により非開示としています。

(注2) 同金庫は、信用金庫法に基づく免許を受けて信用金庫業を営む信用金庫であること等から、同金庫は反社会的勢力とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同金庫が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

⑤株式会社大垣共立銀行

①	商 号	株式会社大垣共立銀行
②	所 在 地	岐阜県大垣市郭町三丁目 98 番地
③	代表者の役職・氏名	取締役頭取 林 敬治
④	事 業 内 容	銀行業
⑤	資 本 金	46,773 百万円
⑥	設 立 年 月 日	1896 年 3 月 9 日
⑦	発 行 済 株 式 数	206,409,485 株 (2026 年 10 月 1 日株式分割後)
⑧	決 算 期	3 月 31 日
⑨	従 業 員 数	2,324 人 (2026 年 3 月 31 日現在)
⑩	主 要 取 引 先	－ (注1)
⑪	大株主及び持株比率 (2026 年 3 月 31 日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 12.13% ARIAKE MASTER FUND (常任代理人 立花証券株式会社) 7.46% 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 5.64% 大垣共立銀行従業員持株会 2.74% 岐建株式会社 2.59% 明治安田生命保険相互会社 1.92% 牧村株式会社 1.30% JP MORGAN CHASE BANK 385781 1.29% (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 1.27% (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 1.09% (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)
⑫	当 社 と の 関 係 等	
	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	預金取引及び借入金取引等の金融取引があります。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

⑬ 最近3年間の経営成績及び財政状態（連結）				
決 算 期	2024 年 3 月 期	2025 年 3 月 期	2026 年 3 月 期	
純 資 産	338,704	318,525	364,482	
総 資 産	6,651,305	6,541,899	6,737,053	
1 株 当 た り 純 資 産 額（円）	8,134 円 85 銭	7,647 円 89 銭	8,868 円 04 銭	
経 常 収 益	134,138	131,360	176,576	
経 常 利 益	14,429	20,792	22,132	
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	9,471	14,718	19,382	
1 株 当 た り 当 期 純 利 益（円）	227 円 54 銭	353 円 53 銭	466 円 06 銭	
1 株 当 た り 配 当 金（円）	70.00	90.00	150.00	

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（注1）主要取引先は相手先の要請により非開示としています。

（注2）同社が東京証券取引所及び名古屋証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2026年6月30日）において、反社会的勢力に関する内部・外部情報の収集並びに分析及び一元管理を行う統括管理部署を経営管理部コンプライアンス統轄センターとし、反社会的勢力等取引防止・排除規程や反社会的勢力等対応マニュアルなどを整備の上、全職員への周知徹底などに努めている旨の記載があること、同社は銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であること等から、同社は反社会的勢力とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

⑥株式会社りそな銀行

① 商 号	株式会社りそな銀行
② 所 在 地	大阪府大阪市中心区備後町二丁目2番1号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 千田 一弘
④ 事 業 内 容	銀行業
⑤ 資 本 金	2,799 億円
⑥ 設 立 年 月 日	1918 年 5 月 15 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	134,979,383,058 株
⑧ 決 算 期	3 月 31 日
⑨ 従 業 員 数	8,374 人（2026 年 3 月 31 日現在）
⑩ 主 要 取 引 先	－（注1）
⑪ 大株主及び持株比率	株式会社りそなホールディングス 100%
⑫ 当 社 と の 関 係 等	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	預金取引及び借入金取引等の金融取引があります。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

⑬ 最近３年間の経営成績及び財政状態（連結）				
決 算 期	2024 年 3 月 期	2025 年 3 月 期	2026 年 3 月 期	
純 資 産	1,721,171	1,691,997	1,851,513	
総 資 産	43,771,867	44,380,447	42,619,606	
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	12 円 68 銭	12 円 44 銭	13 円 63 銭	
経 常 収 益	553,872	663,205	778,172	
経 常 利 益	133,275	188,702	281,030	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	95,192	133,937	198,589	
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	0 円 70 銭	0 円 99 銭	1 円 47 銭	
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	0.4279 円	0.5919 円	0.7684 円	

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（注１）主要取引先は相手先の要請により非開示としています。

（注２）同社は、東京証券取引所プライム市場に上場している株式会社りそなホールディングスが議決権の100%を保有する国内金融機関であること、株式会社りそなホールディングスが同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2026年9月15日）において、反社会勢力の排除を目的として、りそなSTANDARD（りそなグループ行動指針）において反社会的勢力に対する対応の方針を定め、社内規則を整備し、管理統括部署を定め管理を一元化するとともに、役職員への研修に取り組むほか、外部の専門機関とも連携して、反社会的勢力との取引防止・関係遮断を図っている旨の記載があること、同社は銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であること等から、同社は反社会的勢力とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

⑦株式会社商工組合中央金庫

①	商	号	株式会社商工組合中央金庫					
②	所	在	地	東京都中央区八重洲二丁目 10 番 17 号				
③	代表者の役職・氏名		代表取締役社長　グループ CEO　関根　正裕					
④	事	業	内	容	銀行業			
⑤	資	本	金	218,653 百万円				
⑥	設	立	年	月	日	1936 年 10 月 8 日		
⑦	発	行	済	株	式	数	2,186,531,448 株	
⑧	決	算	期	3 月 31 日				
⑨	従	業	員	数	3,299 人（2026 年 3 月 31 日現在）			
⑩	主		要	取	引	先	該当事項はありません。	
⑪	主		要	取	引	銀	行	該当事項はありません。
⑫	大株主及び持株比率 (2026 年 3 月 31 日現在)		在		全日本火災共済協同組合連合会			0.86%
					中部交通共済協同組合			0.63%
					関東交通共済協同組合			0.51%
					鹿児島県火災共済協同組合			0.47%
					株式会社珈栄舎			0.46%
					MUFG ファイナンス&リーシング株式会社			0.41%
					東京木材問屋協同組合			0.41%
					大阪船場繊維卸商団地協同組合			0.39%

		協同組合小山教育産業グループ	0.37%
		北央信用組合	0.36%
⑬	当 社 と の 関 係 等		
	資 本 関 係	該当事項はありません。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	取 引 関 係	預金取引及び借入金取引等の金融取引があります。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	
⑭	最近３年間の経営成績及び財政状態（連結）		
決 算 期	2024 年 3 月 期	2025 年 3 月 期	2026 年 3 月 期
純 資 産	1,040,266	1,038,410	937,585
総 資 産	13,308,663	12,265,465	12,509,799
1 株 当 たり 純 資 産 額（円）	232 円 63 銭	231 円 78 銭	315 円 3 銭
経 常 収 益	167,053	194,286	247,422
経 常 利 益	22,356	33,018	40,409
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	15,683	25,750	32,619
1 株 当 たり 当 期 純 利 益（円）	7 円 20 銭	11 円 83 銭	22 円 38 銭
1 株 当 たり 配 当 金（円）	(政府以外分)	(政府以外分)	普通株式
	3.00	3.00	
	(政府分)	(政府分)	
	3.00	3.00	5.00

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（注）同社は、株式会社商工組合中央金庫法に基づく特殊法人であることから、反社会的勢力とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

⑧株式会社百五銀行（2026 年 3 月 31 日現在。）

①	商 号	株式会社百五銀行
②	所 在 地	三重県津市岩田 21 番 27 号
③	代表者の役職・氏名	取締役頭取 杉浦 雅和
④	事 業 内 容	銀行業
⑤	資 本 金	20,000 百万円
⑥	設 立 年 月 日	1878 年 11 月 19 日
⑦	発 行 済 株 式 数	254,119,000 株
⑧	決 算 期	3 月 31 日
⑨	従 業 員 数	2,193 人
⑩	主 要 取 引 先	－（注 1）
⑪	大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 9.98%

	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社) 5.05% 明治安田生命保険相互会社 4.15% 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 3.57% 日本生命保険相互会社 3.45% 百五銀行従業員持株会 1.92% JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) 1.32% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) 1.20% 損害保険ジャパン株式会社 1.08% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) 1.05%		
⑫	当 社 と の 関 係 等		
	資 本 関 係	該当事項はありません。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	取 引 関 係	預金取引及び借入金取引等の金融取引があります。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	
⑬	最近3年間の経営成績及び財政状態 (連結)		
決 算 期	2024 年 3 月 期	2025 年 3 月 期	2026 年 3 月 期
純 資 産	496,919	435,449	516,650
総 資 産	8,097,192	7,433,220	7,630,605
1株当たり純資産額(円)	1,987円95銭	1,770円15銭	2,128円68銭
経 常 収 益	119,487	124,491	162,399
経 常 利 益	20,054	25,704	37,032
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	14,281	18,042	26,839
1株当たり当期純利益(円)	56円44銭	72円87銭	110円30銭
1株当たり配当金(円)	15.00	21.00	34.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注1) 主要取引先は相手先の要請により非開示としています。

(注2) 同社が東京証券取引所及び名古屋証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(2026年6月30日)において、反社会勢力の排除を目的として、「コンプライアンス統括部マネロン・テロ資金供与対策室」を反社会的勢力等との関係遮断に係る統括部署として対応を行っている旨、また、すべての営業部店及びパーソナルプラザ及びコンサルプラザには「不当要求防止責任者」を配置している旨の記載があること、同社は銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であること等から、同社は反社会的勢力とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

⑨株式会社名古屋銀行

①	商 号	株式会社名古屋銀行
②	所 在 地	愛知県名古屋市中区錦三丁目 19 番 17 号
③	代表者の役職・氏名	取締役頭取 藤原一朗
④	事 業 内 容	銀行業
⑤	資 本 金	25,090 百万円
⑥	設 立 年 月 日	1949 年 2 月 24 日
⑦	発 行 済 株 式 数	49,366,461 株
⑧	決 算 期	3 月 31 日
⑨	従 業 員 数	1,687 人 (2026 年 3 月 31 日現在)
⑩	主 要 取 引 先	－ (注 1)
⑪	大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 9.02% MORGAN STANLEY & CO. LLC (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社) 4.54% 日本生命保険相互会社 4.43% 明治安田生命保険相互会社 3.54% 住友生命保険相互会社 3.14% 名銀みのり会 2.88% 株式会社みずほ銀行 2.57% 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 2.28% 大樹生命保険株式会社 2.24% 東邦瓦斯株式会社 1.96%
⑫	当 社 と の 関 係 等	
	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	預金取引及び借入金取引等の金融取引があります。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

⑬ 最近3年間の経営成績及び財政状態（連結）				
決 算 期	2024 年 3 月 期	2025 年 3 月 期	2026 年 3 月 期	
純 資 産	303,349	276,531	313,890	
総 資 産	5,431,037	5,770,358	6,272,701	
1 株 当 たり 純 資 産 額（円）	6,060 円 05 銭	5,623 円 12 銭	6,380 円 28 銭	
経 常 収 益	101,276	102,788	124,456	
経 常 利 益	14,513	20,899	28,081	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	10,036	14,730	20,269	
1 株 当 たり 当 期 純 利 益（円）	198 円 04 銭	298 円 91 銭	412 円 05 銭	
1 株 当 たり 配 当 金（円）	180.00	270.00	170.00	

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（注1）主要取引先は相手先の要請により非開示としています。

（注2）同社が東京証券取引所及び名古屋証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2026年6月26日）において、反社会勢力の排除を目的として、『反社会的勢力等への対応について
の基本方針』、『反社会的勢力等への対応に関する規程』及び『反社会的勢力等対応マニュアル』を制定するとともに、反社会的勢力への対応を統括する部署を内部統制部と定め、営業店、本部及び外部
専門機関と連携することにより、体制を整備している旨の記載があること、同社は銀行法に基づく免
許を受けて銀行業を営む銀行であること等から、同社は反社会的勢力とは何ら関係を有していないも
のと判断しております。また、同社が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認
書を東京証券取引所に提出しております。

⑩株式会社三井住友銀行

① 商 号	株式会社三井住友銀行
② 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
③ 代表者の役職・氏名	頭取 福留 朗裕
④ 事 業 内 容	銀行業
⑤ 資 本 金	1,771,093 百万円
⑥ 設 立 年 月 日	1996 年 6 月 6 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	106,320,953 株
⑧ 決 算 期	3 月 31 日
⑨ 従 業 員 数	28,030 人（2026 年 3 月 31 日現在）
⑩ 主 要 取 引 先	－（注1）
⑪ 大株主及び持株比率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%
⑫ 当 社 と の 関 係 等	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	預金取引及び借入金取引等の金融取引があります。

	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
⑬	最近３年間の経営成績及び財政状態（連結）			
決 算 期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期	
純 資 産	11,494,278	11,410,174	12,238,546	
総 資 産	272,298,248	281,800,788	302,866,381	
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	106,279 円 71 銭	105,969 円 48 銭	113,666 円 39 銭	
経 常 収 益	7,754,385	8,448,877	9,002,775	
経 常 利 益	1,356,572	1,735,832	2,049,358	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	901,935	1,236,342	1,397,175	
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	8,488 円 93 銭	11,636 円 20 銭	13,149 円 77 銭	
1 株 当 た り 配 当 金 (円)	普通株式 7,469 円	普通株式 5,641 円	普通株式 9,013 円	

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（注１）主要取引先は相手先の要請により非開示としています。

（注２）同社は、東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場に上場している株式会社三井住友フィナンシャルグループが議決権の 100%を保有する国内金融機関であること、株式会社三井住友フィナンシャルグループが同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2026 年 7 月 13 日）において、反社会的勢力との関係遮断を、コンプライアンスの一環として位置付け、AML 金融犯罪対策部を統括部署として、情報収集・管理の一元化、反社会的勢力との関係遮断に関する規程・マニュアルの整備等を行うとともに、主要グループ会社に対して、反社会的勢力との関係遮断に関する規程を制定することを義務付け、それに基づき、主要グループ会社では、不当要求防止責任者の設置、マニュアルの整備や研修を実施する等、グループとして、反社会的勢力との関係を遮断する体制整備に努めている旨の記載があること、同社は銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であること等から、同社は反社会的勢力とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

⑪株式会社関西みらい銀行

① 商 号	株式会社関西みらい銀行
② 所 在 地	大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 原藤 省吾
④ 事 業 内 容	銀行業
⑤ 資 本 金	389 億 71 百万円
⑥ 設 立 年 月 日	1950 年 11 月 24 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	91,359,828 株 (2026 年 3 月 31 日現在)
⑧ 決 算 期	3 月 31 日
⑨ 従 業 員 数	3,554 人 (2026 年 3 月 31 日現在)
⑩ 主 要 取 引 先	－（注１）
⑪ 大株主及び持株比率	株式会社りそなホールディングス 100% (2026 年 3 月 31 日現在)
⑫ 当 社 と の 関 係 等	

	資 本 関 係	該当事項はありません。		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	預金取引及び借入金取引等の金融取引があります。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
⑬ 最近3年間の経営成績及び財政状態（連結）				
決 算 期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期	
純 資 産	386,428	388,973	404,953	
総 資 産	9,065,646	9,291,922	9,680,775	
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	4,229 円 08 銭	4,257 円 34 銭	4,432 円 21 銭	
経 常 収 益	132,869	141,780	171,815	
経 常 利 益	19,894	21,759	36,772	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	16,454	22,209	26,552	
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	180 円 10 銭	243円09銭	290 円 63 銭	
1 株 当 た り 配 当 金 (円)	55.41	120.04	127.67	

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（注1）主要取引先は相手先の要請により非開示としています。

（注2）同社は、東京証券取引所プライム市場に上場している株式会社りそなホールディングスが議決権の100%を保有する国内金融機関であること、株式会社りそなホールディングスが同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2026年9月15日）において、反社会勢力の排除を目的として、りそなSTANDARD（りそなグループ行動指針）において反社会的勢力に対する対応の方針を定め、社内規則を整備し、管理統括部署を定め管理を一元化するとともに、役職員への研修に取り組むほか、外部の専門機関とも連携して、反社会的勢力との取引防止・関係遮断を図っている旨の記載があること、同社は銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であること等から、同社は反社会的勢力とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

⑫株式会社みずほ銀行

① 商 号	株式会社みずほ銀行
② 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
③ 代表者の役職・氏名	取締役頭取 加藤 勝彦
④ 事 業 内 容	銀行業
⑤ 資 本 金	1, 404, 065 百万円
⑥ 設 立 年 月 日	1923 年 5 月 7 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	19, 911, 223 株
⑧ 決 算 期	3 月 31 日
⑨ 従 業 員 数	23, 356 人（2026 年 3 月 31 日現在）
⑩ 主 要 取 引 先	－（注2）

⑪	大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 100% (2026 年 3 月 31 日現在)		
⑫	当 社 と の 関 係 等			
	資 本 関 係	該当事項はありません。		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	預金取引及び借入金取引等の金融取引があります。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
⑬	最近 3 年間の経営成績及び財政状態（連結）			
	決 算 期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
	純 資 産	8, 418, 052	8, 470, 987	9, 356, 566
	総 資 産	255, 273, 869	256, 099, 451	271, 746, 785
	1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	517, 981 円 86 銭	521, 155 円 33 銭	575, 666 円 36 銭
	経 常 収 益	8, 076, 082	8, 064, 837	7, 993, 235
	経 常 利 益	806, 522	988, 015	1, 294, 510
	親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	567, 170	768, 151	1, 033, 486
	1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	35, 115 円 47 銭	47, 558 円 89 銭	63, 986 円 73 銭
	1 株 当 た り 配 当 金 (円)	普通株式 30, 957 円 第二回第四種 優先株式 42, 000 円 第八回第八種 優先株式 47, 600 円 第十一回第十三種 優先株式 16, 000 円	普通株式 30, 957 円 第二回第四種 優先株式 42, 000 円 第八回第八種 優先株式 47, 600 円 第十一回第十三種 優先株式 16, 000 円	普通株式 37, 149 円 第二回第四種 優先株式 42, 000 円 第八回第八種 優先株式 47, 600 円 第十一回第十三種 優先株式 16, 000 円

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（注1）上記の情報は、主要取引先を除き、同社が公表している資料を基に当社が記載しております。

（注2）主要取引先は相手先の要請により非開示としています。

（注3）同社は、東京証券取引所プライム市場に上場している株式会社みずほフィナンシャルグループが議決権の100%を保有する国内金融機関であること、株式会社みずほフィナンシャルグループが同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2026年7月7日）において、反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握・管理する体制を構築し、具体的な実践計画において、「反社会的勢力との関係遮断」をグループ共通の重点施策として位置付け、取り組みに注力している旨、当社グループでは、反社会的勢力との関係遮断に係る統括部署を設置し、反社会的勢力との関係遮断に専門的・集中的に取り組むとともに、最新の動向を収集・調査し、社会の情勢の変化にもスピード感をもって

対応している旨、また、「グループ反社取引排除部会」にて外部専門家の知見も取り入れて専門的・集中的な議論を行い、反社会的勢力との関係遮断にグループベースで取り組んでおり、部会での議論を踏まえ、株式会社みずほフィナンシャルグループ、みずほ銀行、みずほ信託銀行及びみずほ証券のコンプライアンス委員会における審議・報告を行っている旨、主要グループ会社においては、対応統括部署や不当要求防止責任者を設置し、対応マニュアルの整備や研修実施等の体制整備に努め、個別事案に対しては、必要に応じ外部専門機関とも連携し、対処している旨の記載があること、同社は銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であること等から、同社は反社会的勢力とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

⑬NECキャピタルソリューション株式会社

①	商 号	NECキャピタルソリューション株式会社
②	所 在 地	東京都港区港南二丁目15番3号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 平野 昇一
④	事 業 内 容	情報通信機器、事務用機器、産業用機械設備、その他各種機器設備等のリース・割賦及びファクタリング、融資、集金代行業務等
⑤	資 本 金	3,809百万円
⑥	設 立 年 月 日	1970年9月7日
⑦	発 行 済 株 式 数	21,559,732株
⑧	決 算 期	3月31日
⑨	従 業 員 数	625人(2026年3月31日現在)
⑩	主 要 取 引 先	－(注2)
⑪	主 要 取 引 銀 行	SBI新生銀行 三井住友銀行 三井住友信託銀行 三菱UFJ銀行 みずほ銀行 日本政策投資銀行
⑫	大株主及び持株比率 (2026年3月31日現在)	株式会社SBI新生銀行 43.47% 日本電気株式会社 11.80% 三井住友ファイナンス&リース株式会社 7.82% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (投資信託組入株数分および年金信託組入分を除く) 3.21% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (投資信託組入株数分) 1.61% 株式会社日本カストディ銀行 (投資信託組入株数分) 0.87% DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店) 0.76% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行) 0.50% 株式会社日本カストディ銀行 (投資信託組入株数分および年金信託組入分を除く) 0.49%

	JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)			0.47%
⑬	当 社 と の 関 係 等			
	資 本 関 係	該当事項はありません。		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	当社の子会社がリース取引を行い、当社が連帯保証人となっています。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
⑭	最近３年間の経営成績及び財政状態（連結）			
決 算 期	2024 年 3 月 期	2025 年 3 月 期	2026 年 3 月 期	
純 資 産	136,790	142,385	153,604	
総 資 産	1,117,363	1,224,797	1,341,752	
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	5,374 円 76 銭	5,617 円 59 銭	6,048 円 65 銭	
売 上 高	255,857	254,879	306,155	
営 業 利 益	11,694	7,782	10,617	
経 常 利 益	11,818	9,437	11,427	
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	7,034	6,611	9,180	
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	326 円 66 銭	306 円 98 銭	426 円 15 銭	
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	130.00	150.00	150.00	

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注1) 上記の情報は、主要取引先を除き、同社が公表している資料を基に当社が記載しております。

(注2) 主要取引先は相手先の要請により非開示としています。

(注3) 同社は、東京証券取引所プライム市場に上場しているリース会社であること、同社が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2026年6月30日）において、「NECキャピタルソリューショングループ行動規範」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとり、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わない」旨を規定し、法務部を対応統括部署として反社会的勢力に関する情報を集約し一元的に管理する体制を整え、反社会的勢力による不当要求を受けた場合、直ちに法務部に相談するよう全役員及び全従業員に徹底するとともに、日頃から所轄警察署、特殊暴力防止対策連合会、顧問弁護士等の外部機関と反社会的勢力排除に関し緊密な連携を図っていること、更には外部の専門事業者とも提携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行っていること等から、同社は反社会的勢力とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

⑭ トーシンコーポレーション株式会社

①	商 号	トーシンコーポレーション株式会社
②	所 在 地	愛知県名古屋市中区栄三丁目4番21号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 石田 雅文

④	事業内容	不動産業		
⑤	資本金	1,000 万円		
⑥	設立年月日	2016 年 9 月 23 日		
⑦	発行済株式数	10 万株		
⑧	決算期	10 月 31 日		
⑨	従業員数	1 人（2026 年 10 月 2 日現在）		
⑩	主要取引先	特になし		
⑪	主要取引銀行	三菱 UFJ 銀行		
⑫	大株主及び持株比率	株式会社トーシンホールディングス 90.0% 株式会社ジェット 10.0%		
⑬	当 社 と の 関 係 等			
	資 本 関 係	当社は、当該会社の普通株式 90,000 株を保有しております。 （2026 年 3 月 27 日現在）		
	人 的 関 係	当社管財人石田雅文は、トーシンコーポレーション株式会社代表取締役を兼務しております。 当社取締役管理部長旭萌々子は、トーシンコーポレーション株式会社取締役を兼務しております。 当社取締役奥村竜弥は、トーシンコーポレーション株式会社取締役を兼務しております。 当社監査役大田貴之は、トーシンコーポレーション株式会社監査役を兼務しております。		
	取 引 関 係	土地の賃借、資金の借入等の取引関係があります。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。		
⑭	最近 3 年間の経営成績及び財政状態（連結）			
	決 算 期	2023 年 10 月期	2024 年 10 月期	2025 年 10 月期
	純 資 産	94	120	231
	総 資 産	2,130	2,082	2,074
	1 株当たり純資産額（円）	947 円 38 銭	1,205 円 92 銭	2,313 円 27 銭
	経 常 収 益	179	188	199
	経 常 利 益	18	39	41
	親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	15	25	29
	1 株当たり当期純利益（円）	156 円 53 銭	258 円 53 銭	299 円 02 銭
	1 株当たり配当金（円）	0 円	0 円	0 円

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（注）同社は、東京証券取引所スタンダード市場に上場している当社の子会社であること、当社は同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2026年6月30日）において開示しているとおり、(i)反社会的勢力に対して、いかなる不当要求に対しても毅然とした態度で臨み、取引関係を含む一切の関係を持たないことが必要であると考えていること、(ii)排除・回避するためのチェック体制として、総務部総務課において新規取引先と取引を行う際は業務フローを基にチェックを行い、反社

会的勢力であるか否かの調査を行っていること、また、(iii)反社会的勢力による不当要求の徹底的な排除のため、リスク管理委員会が主体となって警察への通報、顧問弁護士への相談を実施するなど、外部専門機関との連携を行うようにしていること等の対応策を講じております。したがって、同社は反社会的勢力とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(注) 同社は、同社が当社に対して有する本D E S対象債権を今後第三者に譲渡する可能性があり、この場合、当該第三者が割当予定先となる可能性があります。割当予定先が変更となる場合には、速やかに開示いたします（なお、同社による第三者に対する本D E S対象債権の譲渡が行われない場合には、割当予定先は同社から変更されません。）。

イ 割当予定先を選定した理由

A種種類株式の割当予定先を選定した理由については、上記「2. 募集の目的及び理由」の「(1) 本第三者割当に至る経緯」の「③本D E S対象第三者割当の割当予定先の選定理由」の「ア A種種類株式の割当予定先の選定理由」をご参照ください。

ウ 割当予定先の保有方針

本日時点では、A種種類株式の割当予定先との調整が未了であり、当社は、A種種類株式の割当予定先に対して当社の株券等を中長期的に保有していただくことを依頼する予定ですが、各A種種類株式の割当予定先において銀行法、独占禁止法その他の規制及び必要な当局対応を踏まえて判断されます（当社は、銀行法その他の法令等との関係で中長期的な保有が難しい割当予定先については、別途協議により対応策を検討いたします。）。また、当社はA種種類株式の割当予定先から、A種種類株式の割当予定先が払込期日から2年以内に募集株式第三者割当により取得する株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

エ 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

上述のとおり、募集株式種類株式の割当予定先が当社に対して有する債権を出資の目的とするものであり、その存否及び金額については争いありません。

(2) 第1回新株予約権

第1回新株予約権は、本更生計画案において、本更生計画に係る認可決定確定日から3か月が経過する日までに、第1回新株予約権希望通知を通知した本更生手続における更生担保権者及び更生債権者にのみ割り当てる旨を定めており、第1回新株予約権に係る有価証券届出書の提出後に第1回新株予約権の割当予定先に対する勧誘を開始しますので、第1回新株予約権の割当予定先については、本日時点では未定となっております。今後、裁判所の許可を得て第1回新株予約権の割当予定先が決定次第、速やかに開示いたします。

(3) 普通株式、B種種類株式及び第2回新株予約権

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、スポンサーの探索を継続する方針であるところ、本現金出資対象第三者割当に係る有価証券届出書の提出後に普通株式の割当予定先、B種種類株式の割当予定先及び第2回新株予約権の割当予定先に対する勧誘を開始しますので、普通株式の割当予定先、B種種類株式の割当予定先及び第2回新株予約権の割当予定先については、本日時点では未定となっております。今後、当社が裁判所の許可を得て本現金出資対象第三者割当を実行することを決定し、普通株式の割当予定先、B種種類株式の割当予定先及び第2回新株予約権の割当予定先を決定次第、速やかに開示いたします。

7. 募集後（本更生計画案に基づき発行された場合（試算））の大株主及び持株比率

(1) A種種類株式

募集前(2026年9月7日現在)	募集後（本更生計画案に基づき発行された場合（試算））
該当なし	株式会社三井住友銀行 43.41%
	株式会社商工組合中央金庫 11.53%
	株式会社十六銀行 9.08%
	株式会社関西みらい銀行 7.15%
	株式会社名古屋銀行 6.60%
	株式会社百五銀行 5.11%
	瀬戸信用金庫 4.99%
	株式会社りそな銀行 3.97%
	株式会社三十三銀行 3.02%
	株式会社あいち銀行 2.29%

(注) 1. 持株比率は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

2. 募集後（本更生計画案に基づき発行された場合（試算））の持株比率は、A種種類株式の割当予定先が当社に対して有する本D E S対象債権の残高の試算値に応じて、算出しております。本日現在では募集後の持株比率は確定しておりませんので、本更生計画に係る認可決定がなされ、募集後の持株比率が確定され次第、速やかに開示いたします。なお、募集後（本更生計画案に基づき発行された場合（試算））の持株比率は、本更生計画案に係る認可決定がなされ、本更生計画に基づきA種種類株式第三者割当が行われることを前提とした情報です。

(2) 普通株式

募集前(2026年9月7日現在)	募集後
株式会社ジェット 33.60%	同左
石田 信文 6.25%	
光通信K K投資事業有限責任組合 5.85%	
石田 ゆかり 4.82%	
株式会社CNCエンタープライズ 4.48%	
ソフトバンク株式会社 2.23%	
GMO Optical Investment 株式会社 2.03%	
トーシングループ従業員持株会 1.83%	
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 1.36%	
株式会社SBI証券 1.05%	

(注) 1. 持株比率は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

2. 持株比率は、2026年9月7日現在における発行済株式総数（自己株式を除く。）6,464,400株を基準としております。第1回新株予約権第三者割当、普通株式第三者割当、B種種類株式第三者割当及び第2回新株予約権第三者割当については、割当予定先並びに株式数及び潜在株式数が未定であることから、考慮しておりません。また、A種種類株式についても、普通株式を対価とする取得条項に基づく取得の予定が未定であることから、考慮しておりません。

(3) B種種類株式

B種種類株式の割当予定先及び割当株式数については、本日時点では未定となっております。

今後、当社がB種種類株式第三者割当を実行することを決定し、B種種類株式の割当予定先及び割当株式数を決定次第、募集後の大株主及び持株比率を速やかに開示いたします。

8. 今後の見通し

本D E S対象第三者割当により、当社の財務体質の安定化及び当社グループのガバナンスの改善が可能となります。また、本現金出資対象第三者割当により、当社の財務体質の一層の強化につながるとともに、安定的な業務継続及び企業価値の向上に資する成長投資のために必要な資金の調達が可能となります。

なお、本第三者割当による業績への影響については、その他の要因等を含め精査中であり、今後開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

(1) 本D E S対象第三者割当

本D E S対象第三者割当による希薄化率は131.6%となり、希薄化率が25%以上となることから、既存株主の皆様には大きな影響が生じることに鑑み、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きのいずれかを要することになります。(i)当社は、会社更生法に基づく更生手続に服する更生会社であるところ更生会社においては管財人に更生会社の事業経営権及び財産管理権が専属する結果、更生会社の株主総会の権限は制限されていること、(ii)本更生計画案の策定のため迅速に本D E S対象第三者割当の計画を策定する必要があったことに鑑みると、本D E S対象第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、(iii)臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うこと等の事情を総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者による本D E S対象第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である弁護士の仁科秀隆氏(中村・角田・松本法律事務所)を選定し、本D E S対象第三者割当の必要性及び相当性について客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年10月2日に入手しております。なお、本弁護士の意見の概要は以下のとおりです。

(本弁護士の意見の概要)

第1 諮問事項に対する当職の意見

本D E S対象第三者割当には必要性及び相当性が認められる。

第2 意見の理由

1. 本D E S対象第三者割当の必要性

(1) 本D E S対象第三者割当を実施する背景

ア 当社による説明

当社によれば、本D E S対象第三者割当を実施する理由・背景は以下のとおりである。

すなわち、当社グループでは既に開示されているとおり、本件会計不祥事が発生しているところ、本件会計不祥事に係る第三者委員会の調査によれば、第一事案は、創業者による強力な利益追求の指導の下、役員・従業員に従属的な気質や日常的なプレッシャーが生じ、意思決定や行動選択に誤りや躊躇をもたら

したことが要因とされ、第二事案も、上場企業のトップに求められる倫理観・誠実性を欠く創業者の姿勢・言動がガバナンス機能不全の根幹にあるとされた。

本件会計不祥事が発生したことを受けて、当社の株式は2025年11月22日付で東京証券取引所により特別注意銘柄に指定され、当社はこれに対して2026年5月26日付で改善計画・状況報告書を提出したが、特別注意銘柄指定から1年経過後速やかに内部管理体制確認書を提出し、審査でその整備・運用が認められなければ原則として上場廃止となるため、創業者の影響力の希釈化を含む内部管理体制等の改善を進めてきた。

他方、当社は、金融機関（リース会社を含む。以下同じ。）からの借入れの一部について、本件会計不祥事の発生によってコベナントに抵触することとなり、2025年8月以降、取引金融機関と弁済期猶予の協議を進めたが、会計監査人からの財務諸表に対する監査意見が意見不表明になる等の状態に加え、創業者の資産管理会社による臨時株主総会招集許可申立て・許可決定により経営陣変更の可能性が生じたこと等から私的整理による事業再生計画は成立しなかった。このため2026年5月8日、当社は東京地方裁判所に更生手続開始を申し立て、即日開始決定を受けた。

このような経緯を経て、更生手続開始決定後は、財務基盤の増強とガバナンス改善を目的にスポンサー探索を行ったが、更生計画案の提出期限（2026年9月7日（期間伸長前）。伸長後の期限は同月9日）までの時間的制約の中で、当社グループが営む移動体通信関連事業、不動産賃貸事業及びゴルフ場リゾート事業を三位一体で引き受ける現実的な提案は得られなかった。

イ 検討

上記ア記載の本D E S対象第三者割当の理由・背景については、当社の2025年2月14日付及び同年9月4日付の第三者委員会の調査報告書に係る開示、同年11月25日付の特別注意銘柄指定に係る開示、同年12月23日付の改善計画の策定方針に係る開示並びに2026年5月26日付の改善計画・状況報告書の公表という一連の適時開示に逐一裏付けられており、開示資料との矛盾も認められない。

また、更生手続開始申立てに至る経緯も、監査意見の意見不表明等や裁判所による臨時株主総会招集許可決定といった客観的に確認可能な事実と合致しており、不自然な点はない。スポンサーの探索及びその結果に関する記述も、今後さらにスポンサーの探索を継続する方針である旨の更生計画案の内容及び2026年9月9日付の「株式会社トーシンホールディングス 再建計画」の更新に係る開示とも整合している。

なお、当社を取り巻く事情として特に重要なものとして、本件会計不祥事が存在が挙げられるが、本件会計不祥事の原因が創業者の企業風土に与える影響にあると会社が説明している点は、第三者委員会の調査結果及び東京証券取引所が当社を特別注意銘柄に指定した理由において示した認識と一致している。

以上から、本D E S対象第三者割当を実施する背景に関する当社の説明は、当社の過去の開示資料等に照らし、客観的な事実に基づいているものと認められる。

(2) A種種類株式第三者割当の必要性

ア 当社による説明

次に本D E S対象第三者割当のうち、A種種類株式第三者割当（非選択的D E S）の必要性について、当職は当社から次のような説明を受けた。なお、当職が当社から受けた説明は、当社プレスリリースにおける記述と矛盾するところはなく、整合的である。

すなわち、上記(1)アで述べたとおり、更生計画案の提出期限までに第三者割当増資によるスポンサーを選定することができなかったことを受けて、管財人は、以下の3点を主たる理由として、本D E S対象債権をA種種類株式に転換する非選択的D E Sにより更生計画案を作成した。

(ア) 財務体質の改善

まず、財務体質の改善が理由として挙げられている。管財人が本更生手続において実施した財産評定後の貸借対照表によれば、当社の財務状態は、本更生手続開始時（2026年5月8日）において、資産の部は16,002,801千円、負債の部は15,850,508千円で、純資産の部は152,293千円にとどまる上、遅延損害金の継続発生により、次期には債務超過に陥る可能性が否定できない。

そのため、非選択的D E Sにより約6億円の負債を資本に振り替え、債務超過のおそれを低減し、対外的信用力を維持して取引条件の悪化を防ぐ高度の必要性がある。

(イ) ガバナンスの改善

上記(1)アで述べたとおり、第三者委員会が本件会計不祥事の要因に創業者らの影響力があった旨を認定していることからすれば、創業者、その親族及びその資産管理会社等（以下「創業者ら」という。）が大株主であり続ける限り、不祥事再発や経営復帰への懸念から、取引関係や資本提携・資金調達の可能性が損なわれ、社内改革も進まず、企業価値向上の可能性が大きく損なわれる。

非選択的D E Sを行うことにより、創業者らの議決権割合は約46%から約26%程度に低下し、他方で再建に直接の利害関係を有する更生債権者が約43%程度を保有することとなるから、ガバナンスの改善が達成される。

(ウ) 上場廃止の回避

当社が上場廃止となれば、株式の処分が困難となって株価が急落して既存株主に不測の損害を与えるほか、信用失墜や従業員の離職等により事業に不可逆的な損害が生じかねない。特別注意銘柄の指定解除には適切なガバナンスの回復が必要であり、株主構成はその重要な要素であるから、創業者らが多数の議決権を有する現状では指定解除は難しく、この点でも非選択的D E Sが必要となる。

イ 検討

上記アの当社の説明について検討する。

(ア) 財務体質の改善の必要性

上記ア（ア）で基礎とされている計数は、管財人が会社更生法第83条第1項に基づき実施した財産評定の結果である。財産評定は、裁判所により選任された管財人が、更生会社に属する一切の財産につき、更生手続開始時における時価により評定するものであり（同条第2項）、その結果は財産目録及び貸借対照表として裁判所に提出される（同法第84条第1項）。

すなわち、上記の財務状態は、会社の自己申告に係る計数ではなく、裁判所の監督下にある更生手続において法定の手続に従って行われた評定という、信頼性が制度上担保されたものである。

その上で、純資産が総資産の1%程度にとどまる財務状態の下で、非選択的D E Sにより約6億円の負債を資本に振り替えることは、純資産を大幅に増強して債務超過への転落のおそれを低減させ、対外的な信用力の維持及び取引条件の悪化の防止に資する。債務の株式化が財務体質の改善を目的とする資本政策として合理性を有することは平時の会社においても広く承認されており、実際、会社法においても、現物出資について原則として必要となる検査役又は専門家による調査が、D E Sにおいては一定の限度で不要とされている（会社法第207条第9項第5号）。まして、債務超過への転落が現実的に見込まれる更生会社においては、その必要性は一層高度であるといえる。

以上から、当社が非選択的D E Sの必要性として財務体質の改善を挙げている点は、客観的かつ合理的な根拠に基づくものと認められる。

(イ) ガバナンスの改善の必要性

当社は非選択的D E Sの必要性の2点目として、株主構成の見直しを通じたガバナンスの改善を挙げているが、当社がこの点を掲げるのは、当社が独自に一定の事実を認定しているからではなく、当社が組成した第三者委員会の調査結果に基づいている。

すなわち、当社の2025年2月14日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び2025年9月4日付「第三者委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」にて公表したとおり、当社が二度に亘って組成した第三者委員会は、いずれについても日本弁護士連合会策定の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠して設置されている。そして、このような客観性・中立性を満たした委員会による調査報告書が、本件会計不祥事の要因として創業者らの影響力の存在を認定し、経営トップの姿勢・言動がガバナンスの機能不全等の根幹にある旨を指摘している。

このような経緯を踏まれば、当社として創業者らの議決権保有割合を低減させる施策を講じることが、第三者委員会から提言された不祥事の再発防止策（具体的には、第一事案に係る第三者委員会の提言である「コンプライアンスを徹底した経営姿勢」、第二事案に係る第三者委員会の提言である「コンプライアンスを徹底した経営姿勢」等）の実効性を資本構成の面からも担保する措置として、第三者委員会の指摘に沿ったものといえる。

さらに、当社において現在は会社更生手続が係属中であり、裁判所による監督の下で、事業経営権及び財産処分権を持つ管財人により再建が進められているが、この裁判所による監督及び管財人による職務執行は会社更生手続の終結とともに終了する。これに対して、当社においては、更生手続開始決定（2026年5月8日）後の2026年5月28日に開催された臨時株主総会において、管財人を兼ねる取締役1名の解任及び創業者らが提案する取締役1名の選任が可決され、その後の取締役会において、当該新任取締役が当社の代表取締役に選定されている。さらに、同年6月5日には、上記臨時株主総会を経て構成された取締役会において、管財人の解任を東京地方裁判所に申し立てることが決議されるに至っている。このように、当社においては、更生手続の終結により経営権限が復帰する先の経営体制が創業者らの意向を反映して構成される蓋然性が、既に具体的なものとなっている。

これに対して、非選択的D E Sを実施することで、更生債権者である金融機関がA種種類株主として株主構成に加わることは、当社の安定的かつ持続的な再建に直接の利害関係を有する者による規律を、株主権の行使を通じて存続させる、現状において他に代替のない仕組みである。なぜなら、これら金融機関は当社に対して更生債権を有しており、更生計画案においてかかる更生債権は長期分割弁済される予定であるため、当社が安定的かつ持続的に再建されることに強いインセンティブがあるといえるからである。

このように、非選択的D E Sは、再建の完遂に利害を共有する債権者による当社の監督を可能にする仕組みであり、更生計画の遂行可能性（会社更生法第199条第2項参照）を株主構成の面から支えるものという評価が可能である。

実際、本更生手続についての更生手続開始決定に対する抗告審において、裁判所は、本件会計不祥事に係る第三者委員会の報告書や東京証券取引所が当社の株式を特別注意銘柄と指定した理由において、創業者の経営者としての倫理観・誠実性の欠如等により当社が全社的なガバナンスの機能不全に陥ったこと等が不祥事の要因等として指摘されていること等からすれば、当社の再建につき会社更生手続を選択し、金融機関の権利行使の抑制を図るとともに、創業者らの株主としての影響力の抑制を図ることに一定の合理性があるものと判示している。このことから、本更生手続の中で創業者らの株主としての影響力の抑制を図る方策が採られることは、本更生手続を監督する裁判所においても当初から想定されているところであり、非選択的D E Sはまさにそのような方策に該当するものといえる。

以上のとおり、当社がガバナンスの改善を非選択的D E Sの理由として掲げる点についても、第三者委員会の指摘との整合性及び債権者による監督を可能とする点で、再建の枠組みの設計それ自体として

是認できるものであるから、必要性を肯定できる。

(ウ) 上場廃止の回避の必要性

当社が非選択的D E Sの第三の必要性として掲げるのは、上場維持である。東京証券取引所は、2025 年 11 月 22 日に当社の株式を特別注意銘柄として指定した際の理由において、「元代表取締役会長の倫理観・誠実性の欠如などにより、同社は全社的なガバナンスの機能不全に陥り、長期間にわたり複数の不適切会計が行われた」との認識を示した上で、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認定している。そして、制度上、当社は特別注意銘柄指定から1年経過後速やかに内部管理体制確認書を提出し、その後の審査において内部管理体制の整備・運用が認められない場合には、原則として上場廃止となる。

当社として真摯に受け止めるべき事情として重要なのは、東京証券取引所が、当社において改善を要する事項として「第三者委員会から経営トップの倫理観・誠実性を欠いた姿勢や言動について指摘を受けた元代表取締役会長の処遇を含めた再発防止策の策定と実行」の未了を明示的に挙げていることである。ここでいう「処遇」は、直接には役員としての地位等に関する文脈で述べられたものであるが、より根本的には創業者の影響力に起因するガバナンスの機能不全を中核の問題と位置づけているのであって、その影響力の基盤である株主構成への対処が内部管理体制等の改善の評価と無関係であるとは考え難い。創業者が自らは当社の代表取締役を務めていないとしても、議決権行使を通じて第三者をして自らが代表取締役であるのと同様の事態を容易に作出することができるのであれば、東京証券取引所が当社の株式を特別注意銘柄に指定した際の指摘が引き続き当てはまるという評価が避けられないからである。

そうである以上、創業者らが約46%の議決権を保有し続ける株主構成の下では特別注意銘柄の指定解除の評価を得ることは困難であるとの管財人の判断は、同取引所の示した認識に整合するもので、合理的である。

そして、上場廃止に至った場合、当社株式は市場における流動性を失い、市場での売却以外に現実的な換金手段を持たない一般株主に特に深刻な影響が及ぶことは明らかである。

以上で述べたとおり、上場維持は、一般株主を含む株主共同の利益の保全に直結するものであり、非選択的D E Sが上場維持を理由として掲げる点についても、その必要性が肯定できる。

ウ 検討

以上のとおり、非選択的D E Sの必要性として挙げられた3つの点は、裁判所の監督下の法定手続である財産評定、日弁連ガイドラインに準拠した第三者委員会の調査結果、及び東京証券取引所の処分理由という、いずれも当社から独立した主体による認定・判断に基礎を置くものであり、客観的な裏付けを伴うものであると認められる。

したがって、非選択的D E Sは、その実施の理由において合理的な根拠を持つものであるから、その必要性を肯定することができる。なお、必要性として挙げられた点のうち、上記アの(イ)及び(ウ)については、創業者らの議決権保有割合の低下という効果と不可分のものであるが、その手段としての相当性については、下記2.(4)及び(5)において検討する。

(3) 第1回新株予約権第三者割当の必要性

ア 当社による説明

次に本D E S対象第三者割当のうち、第1回新株予約権第三者割当(選択的D E S)の必要性について、当職は当社から次のような説明を受けた。なお、当職が当社から受けた説明は、当社プレスリリースにおける記述と矛盾するところはなく、整合的である。

上記(1)アで述べたとおり、会社更生手続下においてスポンサー探索が成功しなかったことを受け、管財人は、A種種類株式第三者割当により財務体質の改善及び当社のガバナンス改善を図ることにしたが、A種種類株式第三者割当を実行した後も、財務体質の改善及び当社のガバナンス改善を推し進める必要がある。

そして、第1回新株予約権第三者割当を通じて更生担保権者及び更生債権者に対して第1回新株予約権を発行すれば、これらの者による第1回新株予約権の行使により、これらの者が当社に対して有する更生債権等が普通株式に振り替わり、財務体質の改善及び創業者らの議決権保有の低下による当社のガバナンス改善に寄与するため、第1回新株予約権第三者割当を実施する必要性が認められる。

イ 検討

選択的DE Sの必要性に関する上記の説明について検討する。

まず、財務体質の面では、非選択的DE Sにより資本に振り替わるのは約6億円にとどまり、管財人の財産評定に基づく財務状態を前提とすれば、その実行後も純資産は総負債に対して1割に満たない水準にとどまり、さらに借入金に対する遅延損害金の発生も継続することになる。当社が非選択的DE Sを行ったとしても、このように財務的には引き続き安定しているとはいえない状態に置かれる以上、元本部分(最大7億円)についても債務の資本化を行うことを可能にしておく必要があるとの判断は、債権者が選択的DE Sを採用することで当社の債務の元本が減少し、その結果として当社による債務の弁済が進むことから、財務体質の改善と更生手続の終結の早期化という観点からみて合理的である。

次に、ガバナンスの面について検討すると、非選択的DE Sの実施によって、創業者らの議決権割合は約46%から約26%程度に低下し、他方で再建に直接の利害関係を有する更生債権者が約43%程度を保有することとなるから、更生債権者の議決権割合が創業者らの議決権割合を大きく上回ることになり、ガバナンスの改善が達成できることは既に述べたとおりである。他方で、AがB社の20%以上の議決権を有する状態は、金商法及び会計基準において、AがBの「財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる」状態と認められ(財務諸表等規則第8条第5項)、AにとってBは原則として持分法適用会社に該当する(逆にBにとってAはその他の関係会社に該当する。)。そのため、非選択的DE Sの実施後も、創業者らが当社に一定の影響は有することになる。

例えば、当社の2020年から2025年にかけて開催された当社の定時株主総会における議決権行使比率は、概ね63%から69%であるから、創業者らが非選択的DE Sの実施後に約26%の議決権を保有することは、創業者らが当社の株主総会において行使される議決権の約37%から約41%程度を保有していることを意味する。もとより、非選択的DE Sの実施後は、創業者らを遙かに上回る議決権割合を有する更生債権者が株主総会において議決権を行使することになるから、当社の株主総会における議決権行使比率は大幅に上昇することが合理的に予測され、創業者らによって株主総会議案の成否の帰趨が決することになるとまでは考えにくい、それでも創業者らによる議決権行使が株主総会における議案の賛成率には相応の影響を有することは否定できない。

以上からすれば、非選択的DE Sは、上記(2)イ(イ)で述べた当社におけるガバナンス改善のために必要なものであるが、非選択的DE Sのみで目的の達成のための効果として十分なものとまでは言い難いところであり、当社が選択的DE Sの全部行使により創業者らの議決権保有割合を約20%程度まで低下させ得ることをもって選択的DE Sの必要性があると説明していることも、合理的であると認められる。

したがって、選択的DE Sについても、その実施の理由において合理的な根拠を持つものであるから、その必要性を肯定することができる。

(4) 主要目的ルールとの関係について

ところで、本DE S対象第三者割当は、創業者らの議決権保有割合の低下を不可避免的に伴うものであるところ、当社においては、上記1.(2)イ(イ)記載のとおり、更生手続開始決定後に創業者らの提案に係

る取締役が当社の代表取締役に選定されるなど、管財人と創業者らとの間で会社の運営を巡って意見の対立が生じている。

そして会社更生手続の開始といった特殊事情をいったん措いた一般論でいえば、会社の支配権を巡る争いがある中で会社が募集株式や募集新株予約権を発行する場合には、それが「著しく不公正な方法」（会社法第210条第2号、第247条第2号）に該当するか否かについて、いわゆる主要目的ルールが適用される。

そもそも更生会社において主要目的ルールが適用されるのか自体、議論があり得るところであるが、当社が引き続き上場会社としての地位を有していることに鑑み、仮に主要目的ルールが適用されたとして本D E S対象第三者割当がどのように評価されるべきかについて、以下で検討する。

まず、主要目的ルールが判例法理として形成されるに至ったのは、会社支配の帰属をめぐる争いがある場合に、取締役会の多数派が自派にのみ募集株式を割り当てる第三者割当てを行って議決権の多数を維持・争奪しようとするものがしばしば行われてきたからである。しかし、本D E S対象第三者割当は、更生債権者（金融機関）に対して行われるものであり、これら金融機関は当社よりも遙かに企業規模が大きく、また金融機関として自らの合理性を十分に検証する能力を有しているのであるから、管財人にとって「自派」に該当するような存在ではないことは明らかである。

また、主要目的ルールにおいて是認される目的は資金調達に限られず、業務提携その他の会社の正当な事業目的一般に及ぶ。その上で、本D E S対象第三者割当の必要性が、第三者委員会、東京証券取引所及び裁判所といった、当社から独立した主体の認定に基礎を置くものであることは、上記(2)及び(3)で述べたとおりであるから、本D E S対象第三者割当は正当な事業目的に基づくものであるといえる。特に、本更生手続についての更生手続開始決定に対する抗告審において、裁判所が本更生手続の中で創業者らの株主としての影響力の抑制を図る方策が採られることを想定していること（上記(2)イ（イ））は、主要目的ルールを前提としたとしても本D E S対象第三者割当が是認されることを示している。

さらに、主要目的ルールの根拠は、取締役の選解任（誰に会社を支配・経営させるか）は株主総会の専決事項であるところ、被選任者である取締役が選任者たる株主構成の変更を目的とする新株発行を行うことは会社法が定める機関権限の分配秩序に反する（公開会社の取締役は新株発行権限を有するものの、自己の思うがままに株主構成を変更するためにこの権限を利用することは一種の権限濫用行為である）という点にある。しかし、(i) 更生会社においては、株主の権利の変更が更生計画の内容とされ（会社更生法第2条第2項）、更生計画は株主及び更生債権者等の関係者による決議並びに裁判所の公正・衡平の観点を含めた審査を経た上での認可といった手続により効力を生ずるのであるから、会社の支配の帰属は株主が決すべきであるという会社法の原則自体が、会社更生手続下では修正されている。また、(ii) 更生手続開始後は、募集株式及び募集新株予約権の発行は更生計画の定めによらなければ行うことができないところ（会社更生法第45条第1項第1号第2号）、本D E S対象第三者割当も、裁判所が選任した管財人が立案し、関係人の決議と裁判所の認可を経た更生計画の遂行として行われるものであり（同法第175条及び第176条）、会社更生手続下における正当な権原を有するものである。したがって、本D E S対象第三者割当においては、機関権限の分配秩序であるとか権限の濫用であるといった、主要目的ルールの根拠として説かれる事情がいずれも該当しない。

以上のとおり、仮に主要目的ルールが適用されたとしても、割当先の態様、目的の正当性及び発行権原の正当性からみて、本D E S対象第三者割当は不公正発行に該当するものではない。

(5) 小括

以上で述べてきたとおりであるから、本D E S対象第三者割当については、財務体質の改善、ガバナンス改善及び上場廃止の回避という当社にとっての現時点での重要な課題を解決する目的（以下「本件三目的」という。）のために実施の必要性があるものと認められる。

2. 本D E S対象第三者割当の相当性

上記1. に続いて、本D E S対象第三者割当の相当性について検討する。相当性については、非選択的D E Sと選択的D E Sとで共通する部分も多いため、以下では本D E S対象第三者割当全体についての相当性を検討しつつ、必要に応じて、非選択的D E S及び選択的D E Sで固有の点については項を分けて検討することとする。

(1) 他の資金調達手段との比較からみた相当性

ア 資本増強を伴う代替手段との比較

まず、本件三目的を、本D E S対象第三者割当以外の方法によって達成可能なのであれば、それとの比較で本D E S対象第三者割当に相当性が認められるのかを検討する必要がある。

まず、資本増強を伴う代替手段の有無を検討すると、公募増資は、当社においては不可能である。特別注意銘柄に指定された更生会社である当社の株式について広く一般投資家の応募を求めることが現実的でないことは明白であるし、当社においては最近まで会計監査人による監査意見の意見不表明の状態が続いており、有価証券報告書も本来の法定の期限より遅れて提出していることからすれば、引受証券会社による引受審査を通過することも現実的でないためである。

次に、株主割当増資及びライツ・オフERINGは、全株主が持株比率を維持したまま資本参加する手法であるから、仮に実現したとしても株主構成に変動を生じさせず、ガバナンスの改善を達成し得ない点で、本件三目的との適合性を欠く。加えて、更生会社の株式の引受けを既存株主に求めることの現実性は乏しく、コミットメント型ライツ・オフERINGについては公募増資と同様に引受審査の障害もある。

さらに、スポンサーに対する第三者割当増資については、管財人が更生計画案の提出期限までの間に行ったスポンサー探索において、当社グループの三事業を一体として引き受ける現実的な提案が得られなかったという経緯があり（上記1. (1)）、現時点で採り得る選択肢ではない。

イ 負債の削減又は資本性資金化による代替手段との比較

次に、D E Sでも資本増強でもないが財務体質を改善する手段としては、まず債権放棄が考えられるが、債権放棄は本件三目的のうちガバナンスの改善及び上場廃止の回避には寄与しない。

また、当社は資産超過の状態である更生手続の開始に至った会社であり、金融機関の債権はその大部分が担保目的財産により保全されていると考えられる。更生計画において権利者にその清算価値を下回る処遇を強いることは許されないから（清算価値保障原則。会社更生法第199条第2項参照）、担保により保全された債権の元本の切捨てを更生計画により強制することは法的に困難である。

また、デット・デット・スワップ（劣後ローンへの転換）も、資本性の資金の増加に繋がるものではあるが、会計上の純資産を増加させるものではないから、債務超過の回避や上場廃止基準への対応に資するものではなく、議決権を生じさせない点でガバナンスの改善にも寄与しない。

借入れ又は社債による資金調達に至っては、負債性資金の調達であって純資産を増強せず、財務体質の改善という目的にそもそも適合しない上、更生手続下にある当社が新規の与信を期待し得る状況にないことも明らかである。

ウ 資本構成に変更を加えない施策との比較

最後に、株主構成に変更を加えることなくガバナンスの改善を図る手段として、独立社外取締役の増強、内部統制の整備その他の機関設計上の施策が考えられる。実際、当社も改善計画に基づきこれらの施策を実施してきた。

しかし、当社においては、上記1. (2)イ（イ）記載のとおり、更生手続開始決定（2026年5月8日）後

に、(i) 創業者らの申立てにより開催された臨時株主総会における管財人を兼ねる取締役1名の解任及び創業者らが提案する取締役1名の選任、(ii) 当該新任取締役の代表取締役への選定、及び(iii) 取締役会における管財人解任の申立ての決議がされている。

これらの一連の経緯や、もともと東京証券取引所が当社の株式を特別注意銘柄の指定理由において問題としたのが創業者の影響力に起因する全社的なガバナンスの機能不全であったこと（上記1.(2)イ(ウ)参照）からすると、更生手続の終結後に経営権限が取締役会に復帰したとして、現在の取締役会の構成に照らせば、資本構成に変更を加えない機関設計上の施策のみで更生手続終結後のガバナンスの継続性を担保することに期待することは難しいものと考えられる。

エ 小括

以上のとおり、本件三目的を併せて達成し得る現実的な代替手段は見当たらず、更生債権等を対象とするDESという手法の選択は、清算への移行を回避しつつ、債権者の合理的な同意の下で資本構成の再構築を可能にするものとして、最も合理的なものと認められる。

(2) スキームの相当性

ア 本DES対象第三者割当のスキーム全体の相当性

本DES対象第三者割当は、更生債権のうち利息・遅延損害金部分を対象として全更生債権者に一律に適用される非選択的DESと、更生担保権及び更生債権のうち非選択的DESの対象とならない部分を対象として各更生債権者の行使の選択に委ねられる選択的DESに分かれている。

この構造は、確実に実現されるDES（これに伴い希釈化も確実に生じる。）を債権の付随的部分である利息・遅延損害金に絞りつつ、元本部分の資本化は、各債権者の自律的な判断に委ねるものである。そのため、新株予約権の行使に伴う追加的な希釈化は、新株予約権がインザマネーになる程度に株式価値が回復して初めて、しかも漸進的に生じる設計になっている。

このような二層構造のDESを採用すること自体が、既存株主への悪影響を本件三目的達成に必要な範囲に限定しようとする仕組みとして、相当性を有するものといえる。

イ 非選択的DESのスキームの相当性

(ア) 対象債権を利息・遅延損害金部分に限定したことの相当性

上記アのとおり、非選択的DESの対象は更生債権のうち利息・遅延損害金部分のみであり、元本部分及び更生担保権は含まれない。

まず更生担保権は、本更生手続においてそのすべてが担保により保全されていることが確認されたものであり、これを強制的な株式化の対象とすることは、担保価値に相当する弁済によらずに担保権を実質的に喪失させる効果を持つから、清算価値保障の観点から更生計画の公正衡平の要件（会社更生法第199条第2項）に抵触するおそれがある（前記(1)アと同旨である）。更生債権についても、金融機関が有するものの大部分は当社及び子会社の担保目的財産により保全されていると考えられ、元本部分の強制的な株式化について更生債権者の同意を得られる見込みは低い。

これに対して、利息・遅延損害金は債権の付随的部分であり、特に更生手続開始後に発生するものは、破産手続であれば劣後的破産債権として劣後的な配当順位に置かれる性質のものである（破産法第99条第1項参照）。清算的处理において最も回収可能性の低い部分を株式に転換し、元本部分の弁済を維持することは、権利の実質的な順位に即した権利変更であって、衡平に適っている。

実際、現時点までに実施された金融機関向け説明会においても、利息・遅延損害金部分を非選択的DESの対象とすることについて金融機関からの明示的な異議は出されていない。

以上のとおり、会社更生法の要請、債権の性質及び従前の交渉経緯から、非選択的DE Sの対象債権に元本を含めず利息・遅延損害金に限定することは、更生計画案の可決可能性・遂行可能性の観点から相当である。

(イ) A種種類株式を用いることの相当性

次に、非選択的DE Sの特徴として、DE Sに伴い発行される株式が普通株式ではなくA種種類株式であるという点が挙げられる。

まず、普通株式を発行するか種類株式を発行するか、いずれの方法でも創業者らの議決権保有割合を約26%程度まで低下させる以上、既存株主に生じる持分割合の低下それ自体に差異はない。

もっとも、A種種類株式については、下記のように様々な工夫を行うことで、普通株式の発行に比して既存株主の利益への配慮がされている。

まず、A種種類株式には、将来スポンサーが出現した場合等における金銭対価（払込金額と同額）での取得条項が付されている。当社において、管財人がガバナンスの一層の安定化や更生計画の履行の確実性の向上のため再度スポンサーを探索する可能性があることは上記1.(1)イ記載のとおりであるところ、その結果として将来スポンサーが出現した場合でも、この取得条項を活用することで、スポンサー出資による希釈化とDE Sによる希釈化とが重疊的に適用されることが回避可能になっている。これは普通株式を発行した場合には得られない、既存株主への影響の緩和手段といえる。

次に、A種種類株式の内容に目を転じると、A種種類株式は無配当とされ、残余財産の分配についても普通株式と同順位・同額とされており、既存株主に優先する経済的権利を持たない。またA種種類株式の普通株式への転換は、A種種類株主の請求によるのではなく、当社が裁判所の許可を得て行う取得条項の発動によってのみ生じる。したがって、債権者が任意に普通株式化して市場で売却することはできない。さらに、転換価額についても、市場価格（30取引日終値平均）に合わせて半年ごとに修正される方式であり、ディスカウントが付されておらず、かつ、130円から600円の範囲に限定され、転換による希釈化は常に時価を基準とし、その規模にも上限が画されている。

さらに、本件三目的というそもそもの非選択的DE Sの必要性との関係を検討すると、(i) A種種類株式は議決権を有するものの、A種種類株式の譲渡には取締役会の承認を要するため、更生債権者が継続してこれを保有することが想定され、当社の再建に直接の利害関係を有する者によるモニタリングという目的に即した設計となっていること、(ii) A種種類株式には発行から15年を経過した場合の強制取得条項が付されており、恒久的な資本ではなく、再建期間に対応した暫定的な資本として設計されていることが認められる。

以上のとおり、過度な希釈化の防止、株式の内容面での既存株主への配慮及びガバナンスの改善という目的達成に不可欠な範囲での株主権付与という点からみて、A種種類株式を用いることは相当であると認められる。

ウ 選択的DE Sのスキームの相当性

続いて選択的DE Sのスキームの相当性を検討すると、まず、元本部分の資本化を各債権者の行使の選択に委ねるというスキーム自体が、元本については全額弁済を行うという当社の従前からの方針と整合的である。また、金融機関には銀行法・独占禁止法上の議決権保有規制の制約といった特有の規制があり、選択制の下で各行が自らの規制環境・経営判断に応じて行使の時期及び規模を調整することができるから、これらの各種規制の整合性との関係でも選択制を採用することには合理性がある。

次に、第1回新株予約権の行使価額に着目すると、行使価額には修正条項が付されていると同時に、下限（200円）及び上限（600円）が設定されている。新株予約権の行使価額に修正条項を付することは、行使を誘引するという合理性があり、一般的に上場会社が発行する新株予約権でも採用されており、また行使価額の修正も年2回、市場価格（30取引日終値平均）の95%という水準に固定されているから、既存株

主の犠牲において行使を誘引するものとはいえない。

また、行使価額の修正は下方にも上方にも行われるから、まず株価下落時には行使価額が下方に修正されて行使余地を確保しつつ、希釈化が無制限に進行しないように下限行使価額を設けることにより、交付株式数の総数は350万株を上回らない設計になっている。

他方、株価が上昇した場合は行使価額が上方修正されるから、希釈化を防止しつつ行使が行われるようバランスが図られている。なお、上限行使価額が存在するため、株価が上限行使価額を超えて上昇した場合でも行使価額は600円に据え置かれる結果、新株予約権者に利益が生じ得る。もっとも、これは、選択的D E Sの目的（行使による債務の資本化）が債権者の任意の行使なくして達成されない以上、行使を促す誘因として合理的な範囲の設計であると考えられるし、第1回新株予約権の行使は当社の弁済負担の消滅と引換えであるから、行使が促進されること自体が当社ひいては株主全体の利益となるという効果もある。また、600円は現在の株価水準の2倍を超える水準であり、株価がかかる水準に達する局面では、既存株主も相当程度の利益を既に享受していると考えられるから、上限行使価額の設定が新株予約権を引き受ける者を特に有利に扱うものとはいえない。

さらに、第1回新株予約権にも、A種種類株式と平仄を合わせて、スポンサー出現時及び相当期間経過時における払込金額と同額での取得条項が定められているほか、10年間という行使期間の制限、並びに取締役会の承認を要する譲渡制限が付されており、イ（イ）で述べたのと同様の配慮がされている。

以上のとおり、選択的D E Sのスキームにおいても、過度な希釈化の防止と本件三目的の実現可能性のバランスを取った設計がされている。

エ 小括

以上のとおり、本D E S対象第三者割当のスキームは、非選択的D E Sと選択的D E Sの二層構造を基礎としつつ、非選択的D E Sと選択的D E Sのそれぞれにおいて、本件三目的の実現可能性を確保しつつ、更生債権者の利益及び既存株主の利益のバランスを図る工夫がされているから、全体としてスキームの相当性が認められる。

（3） 割当予定先の選定理由及び払込みの確実性

本D E S対象第三者割当が更生債権の株式への転換を内容とするものである以上、その割当予定先は、当然ながら全て本更生手続における更生債権者たる金融機関である。また、割当ての配分も各債権者の有する対象債権の額に応じて定まる。すなわち、本件においては、平時の第三者割当において割当先の選定理由が慎重に行われるべき事情（発行会社側の裁量による恣意的な割当先の選別のおそれ）の前提が当てはまらない。

また、払込みの確実性についても、本D E S対象第三者割当は確定更生債権等を出資の目的とする現物出資であって金銭の払込みを伴わないから、割当予定先の資力・払込原資の確認という平時の審査項目は基本的に妥当しない。出資の目的となる債権は、本更生手続における債権の届出・調査を経て確定したものであり（会社更生法第144条以下参照）、その存否及び金額に争いはない。平時のD E Sにおいて問題となり得る現物出資の目的たる債権の実在性についても、上記の確定手続を経ていることにより、疑義の生じる余地はない。

なお、割当予定先がいずれも金融監督法制の下で監督を受ける金融機関であり、反社会的勢力との関係がないことは、当社がA種種類株式に関して東海財務局に提出する有価証券届出書において確認・記載されているとおりである。

以上のとおり、本D E S対象第三者割当において、割当予定先の選定及び出資の履行の確実性について、相当性を疑わせる事情は認められない。

(4) 発行条件の相当性

ア 検討の枠組み

更生計画の定めに基づく募集株式や募集新株予約権の発行においては、募集事項は更生計画において定められ（会社更生法第 175 条・176 条）、更生計画の遂行については、株主総会の決議その他の機関の決定（取締役会の決議及び種類株主総会の決議を含む。）を要しない（同法第 210 条第 1 項）。したがって、会社法の有利発行規制（株式について会社法第 199 条第 2 項第 3 項及び第 201 条第 1 項、新株予約権について会社法第 238 条第 3 項第 2 号及び第 240 条第 1 項）は、本 D E S 対象第三者割当については、本来的には及ばない。

もっとも、会社更生法においても、更生計画の認可審査においては公正衡平の原則（会社更生法第 199 条第 2 項）が適用され、その中には更生手続の前後で継続して株主としての地位を有する者と、更生手続の結果として新たに株式（潜在的な株式を含む。）を有することとなる者との間の公正性・衡平性も含まれるから、募集株式や募集新株予約権の発行における発行条件の公正性も求められるものと考えられる。

また、当社の株式が上場を維持している以上、金融商品取引法に基づく開示規制及び金融商品取引所の規則は、更生手続下においても適用を免れないところ、本 D E S 対象第三者割当は、希釈化率が 25%以上となるものであるから、大規模な第三者割当（企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式（記載上の注意（23-6））に該当して有価証券届出書における所定の事項の記載を要するほか、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条により、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は株主の意思確認手続のいずれかを経ることが求められる。

以上を踏まえ、本意見書では、当社が更生会社であるとはいえ、平時の規律に照らしても本 D E S 対象第三者割当の発行条件が相当といえるかを検証する。

イ A 種種類株式（非選択的 D E S）について

当社は A 種種類株式の評価を、当社及び A 種種類株式の割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である赤坂国際に依頼した。これを受けて同社は、当社に提出した評価報告書において、ブラック・ショールズ・モデルやモンテカルロ・シミュレーションといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、A 種種類株式の経済実態が転換社債に類似すること（普通株式を対価とする取得条項及び金銭を対価とする取得条項の存在）に着目し、一般的な価格算定モデルのうち二項モデルを用いて、A 種種類株式の評価を実施した。

また、赤坂国際は、A 種種類株式の評価を行うにあたり、評価基準日現在の市場環境等を考慮して、各種パラメータ（当社普通株式の株価、ボラティリティ、普通株式予定配当額、無リスク利率、クレジット・スプレッド等）を適用しているが、こうしたパラメータの採用理由は、客観的な根拠や、一般的に当該パラメータにおいて評価実務上引用される統計資料に基づくものであり、採用されたパラメータに不自然な点は見当たらない。

以上を踏まえ、赤坂国際は、払込金額を 130 円とした場合の A 種種類株式の評価額を 1 株当たり 34.5 円と算定している。

この算定結果は、算定基準日時点における当社の普通株式の株価（273 円）と比べて低い金額であるが、A 種種類株式が無配当で、残余財産分配においても普通株式と同順位・同額にとどまり、金銭対価の取得においても払込金額と同額の交付を受けるにすぎないこと、さらに A 種種類株式の普通株式への転換について、A 種種類株主の側は何らの権利も有しないこと（さらに転換には裁判所の許可が必要であり、当社もまた転換について裁量を有するわけではないこと）（上記(2)イ（イ）参照）とも整合的である。

そして、このような算定結果からすれば、A 種種類株式の割当予定先である更生債権者は、1 株につき払込金額と同額である 130 円分の確定更生債権の消滅と引換えに、独立算定機関の評価によればその約 4 分の 1 の価値を有する A 種種類株式を取得するのであるから、発行条件が割当予定先にとって特に有利

なものではなく、相当と認められることが明らかである。

なお、上場会社が第三者割当増資を行うに当たっては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を参照して、直近の市場株価の90%という基準を示していることが広く知られており、多くの裁判例でもこの指針が参照されている。しかし、この指針は普通株式の発行を前提とするものであり、権利の内容が大幅に異なるA種種類株式の払込金額に直接適用されるものではない。

以上より、A種種類株式の発行条件は、割当予定先に特に有利なものとはいえないことが明らかであり、相当と認められる。

ウ 第1回新株予約権（選択的D E S）について

既に述べたとおり、会社法上、新株予約権についても有利発行規制が設けられているが、新株予約権についての払込金額が特に有利な金額であるか否かの判断については、裁判例及び学説上、新株予約権自体の公正な価額をオプション評価モデルにより算定し、新株予約権の払込金額がこれに見合っているか否か（すなわち、発行時点におけるその新株予約権の金銭的評価を著しく下回る対価で会社が新株予約権を発行するものであるか否か）を判断基準とする考え方が有力である。

これを第1回新株予約権についてみると、当社は第1回新株予約権の評価を独立した外部の第三者算定機関である赤坂国際に依頼した。これを受けて同社は、当社に提出した評価報告書において、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて第1回新株予約権の評価を実施した。

また、赤坂国際は、第1回新株予約権の評価を行うにあたり、評価基準日現在の市場環境等を考慮して、各種パラメータ（当社普通株式の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率等）を適用しているほか、割当予定先の権利行使行動や新株予約権行使による株式処分コスト等に一定の前提を置いているが、こうしたパラメータの採用理由や前提事項は、客観的な根拠や、一般的に当該パラメータにおいて評価実務上引用される統計資料に基づくものであり、不自然な点は見当たらない。

以上を踏まえ、第1回新株予約権の発行価格（1個当たり1,788円）は、赤坂国際の算定した公正価値と同額で決定されている。新株予約権が無償又は名目的な対価で付与されるのではなく、独立算定機関の算定価値どおりの発行価格が設定されている以上、付与の時点における価値移転は生じない。

このほか、第1回新株予約権の行使価額は、当初は更生計画認可決定日に先立つ市場価格（30取引日終値平均）の95%、以後は半年ごとに同方式で修正される。この95%という水準は、イで挙げた日本証券業協会の指針が掲げる90%を上回るものであり、また、修正の基準を修正日直前の終値等ではなく30取引日の平均値としたことは、一時的な株価変動によって行使価額が不合理な金額となることを防ぐものとして合理的である。さらに、行使価額に下限及び上限が付されていることも合理的であることは、既に述べたとおりであるし（上記(2)ウ）、これらの第1回新株予約権に付された諸条件は、いずれも上記の赤坂国際の算定において織り込まれている。

以上からすれば、第1回新株予約権の発行条件も相当と認められる。

エ 小括

以上のとおり、本D E S対象第三者割当の発行条件は、いずれも独立の第三者算定機関である赤坂国際による一般に受容された手法に基づく価値算定に依拠して決定されており、相当と認められる。なお、当職は価値算定の専門家ではないから、赤坂国際の算定結果を独自に再計算するものではないが、算定機関の独立性、採用された手法及び前提の開示状況並びに決定過程に照らし、発行条件の相当性を疑わせる事情は認められない。

(5) 希薄化の程度

ア 本D E S対象第三者割当で生じる希薄化

本D E S対象第三者割当において、A種種類株式第三者割当により発行されるA種種類株式は最大4,884,884株（議決権数48,840個）であり、2026年9月7日現在の当社の議決権総数63,712個に対する希薄化率は約76.7%である。これに、第1回新株予約権の全部が下限行使価額で行使された場合に交付される普通株式最大3,500,000株（議決権数35,000個）を合算した場合の希薄化率は131.6%に達する。

そのため、本D E S対象第三者割当により相当の希薄化が生じることになる。

イ 希薄化についての検討

上記のとおり、本D E S対象第三者割当は、相応の希薄化を生じさせるものではあるから、その相当性が認められるのか検討すると、まず、上記アの希薄化率は理論上の最大値である。すなわちA種種類株式の普通株式への転換価額の下限は払込金額と同額の130円とされていることから、転換により交付される普通株式の数がA種種類株式の発行数を上回ることはない。すなわち、既存株主に生じる希釈化の上限は発行時点の規模で確定しており、転換によって拡大することはない。同様に、第1回新株予約権による交付株式数は下限行使価額の設定により350万株を上回らない。

また、本D E S対象第三者割当による希薄化は無償又は廉価の株式交付によるものではなく、既存株主は、希薄化の対価として、合計最大約13億円の債務の消滅による純資産の増強と信用力の回復という反対給付を受けるとする点に留意を要する。

続いて、本D E S対象第三者割当による希薄化によって当社の株主に生じる影響を検討すると、創業者らの議決権保有割合は約46%から約26%程度（非選択的D E S）を経て、選択的D E Sによって第1回新株予約権の全部行使時には約20%程度まで低下することがあり得るものと想定されている。

そして、(i) 非選択的D E Sによる創業者らへの影響を考えると、金融商品取引法上、公開買付けが強制される基準は議決権の30%とされており、法令上も30%が会社への支配的な影響力の取得の閾値とされていること、及び(ii) 選択的D E Sを考慮しても、約20%という水準が会計基準上も財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響力があるものと認められる水準であることを踏まえると、本D E S対象第三者割当による希薄化の効果は、創業者らの議決権保有割合を30%以下に引き下げる一方、20%を下回らせない程度の設計となっており、創業者らから株主としての影響力を過分に奪うものではない。

このほか、本D E S対象第三者割当による希薄化は一般株主の持分割合にも及ぶが、その経済的利益の希釈が市場価格を基準とする転換・行使の仕組みにより統制されていること、希薄化の対価として財務基盤の回復がもたらされること、さらには本D E S対象第三者割当が、上場維持を通じて市場での売却以外に現実的な換金手段を持たない一般株主の株式の流動性を保全する実現可能性のある唯一の方策であることに照らせば、一般株主にとって、本D E S対象第三者割当により生じる持分割合の低下という不利益は、これにより確保される利益との均衡を失するものではないといえる。

ウ 小括

以上のとおり、本D E S対象第三者割当による希薄化は、規模において大きいものの、上限が確定され、対価を伴い、到達水準が目的との関係で必要な限度に画されているから、その程度は相当と認められる。

(6) 本D E S対象第三者割当に関する手続の公正性

本D E S対象第三者割当の相当性に関しては、上記のほか、下記のとおり手続の公正性が確保されている点も相当性を補強する事項として挙げられる。

ア 意思決定主体の独立性と裁判所の監督

本D E S対象第三者割当は、裁判所が選任した管財人（会社更生法第42条第1項）が、その専属的な権限（同法第72条第1項）に基づき立案し、更生計画案の内容として裁判所に提出したものである。すなわち、本D E S対象第三者割当による株式及び新株予約権の発行の意思決定は、裁判所の選任及び監督にのみ服する機関によって行われており、平時の第三者割当において手続の公正性に関して生じる懸念（発行会社の経営陣と特定の株主との利害関係）は存在しない。

しかも、当社は、発行条件の決定にあたり、法令上要求されていないにもかかわらず、独立の第三者算定機関たる赤坂国際による価値算定を取得している。

以上からすれば、本D E S対象第三者割当の意思形成過程における公正性に何ら疑義はない。

イ 関係人の手続保障

本D E S対象第三者割当は、更生計画の認可の確定を経なければ実行されない。更生計画案は、更生担保権者、更生債権者及び株主の組に分かれた関係人の決議に付され（会社更生法第196条）、当社は債務超過の状態にないから、創業者らを含むすべての株主は、株主の組において議決権を行使し、計画案に対する賛否を表明する機会を制度的に保障されている（同法第166条参照）。

そして決議を経た計画案は、裁判所による認可要件の審査に付され、認可決定に対しては利害関係人による即時抗告が可能である（同法第202条）。さらに、仮にいずれかの組が計画案を可決しなかった場合には、当該組の権利者の権利を保護する条項を定めた上でなければ認可はされないから（同法第200条）、反対する権利者の経済的利益については、決議の帰趨にかかわらず、裁判所の審査を通じて保護される仕組みが用意されている。

加えて、本D E S対象第三者割当の実行段階においても、更生手続係属中におけるA種種類株式及び第1回新株予約権の要項上の当社の決定事項は管財人が決定し、転換・取得・条件調整等の重要な局面には裁判所の許可が要件として組み込まれており、裁判所の関与は発行後も継続することで公正性が担保される。

ウ 開示及び取引所規則への対応

本D E S対象第三者割当については、有価証券届出書において大規模な第三者割当に係る事項を含む開示が行われるほか、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づいて、経営者から一定程度独立した立場からの必要性及び相当性に関する検証（本意見書における検討はこれに対応するものである。）が行われる。

(7) 小括

上記(1)から(5)までで検討してきたとおり、本D E S対象第三者割当は他の資金調達手段と比べても相当性が認められるほか、スキームの相当性や発行条件の相当性も認められる。

さらに、本D E S対象第三者割当の希薄化の程度も合理的であってやむを得ないものと認められるほか、上記(6)で述べたような、本D E S対象第三者割当の相当性を補強する事情も認められる。

以上のとおりであるから、本D E S対象第三者割当には、相当性が認められる。

(2) 本現金出資対象第三者割当

本現金出資対象第三者割当については、実施の有無、発行される普通株式、B種種類株式及び第2回新株予約権の数並びに議決権数及び潜在議決権数は未定であるため、現時点では該当事項はありませんが、今後、当社が裁判所の許可を得て本現金出資対象第三者割当を実行することを決定し、発行条件が決定次第、速やかに開示いたします。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2025 年 4 月 期	2026 年 4 月 期	2026 年 5 月 8 日 期
売 上 高	17,477,470	17,795,149	340,951
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△)	44,946	259,532	△48,414
経 常 利 益	△31,996	70,987	△232,848
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△8,955	△1,341,019	△236,583
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△2.51	△212.86	△36.65
1 株 当 たり 配 当 額 (円)	10	—	—
(うち 1 株 当 たり 中 間 配 当 額)	(10)	(—)	(—)
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	380.07	174.69	127.97

(単位：千円。特記しているものを除く。)

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2026 年 10 月 2 日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	6,536,800 株	100%
現 時 点 の 行 使 価 額 に お け る 潜 在 株 式 数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2025 年 4 月 期	2026 年 4 月 期	2026 年 5 月 8 日 期
始 値	671 円	600 円	334
高 値	707 円	644 円	337
安 値	582 円	324 円	327
終 値	603 円	334 円	327

② 最近6か月間の状況

	2026 年 5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
始 値	334 円	230 円	231 円	217 円	290 円	261 円
高 値	337 円	307 円	298 円	378 円	316 円	294 円
安 値	163 円	175 円	211 円	215 円	250 円	257 円
終 値	229 円	230 円	221 円	288 円	256 円	278 円

(注) 2026 年 10 月の株価については、2026 年 10 月 1 日現在で表示しております。

③ 本開示前営業日における株価

	2026 年 10 月 1 日
始 値	261 円
高 値	294 円
安 値	257 円
終 値	278 円

- (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

11. 発行要項

本第三者割当に基づく、A種種類株式、第1回新株予約権、普通株式、B種種類株式及び第2回新株予約権の発行要項は、別紙に記載しております。

II. 本更生計画の認可決定が確定し、A種種類株式が発行された場合に生じ得る主要株主の異動について

1. 異動が生じる経緯

本更生計画案に係る認可決定がなされ、本更生計画に基づきA種種類株式第三者割当が行われた場合、株式会社三井住友銀行は、当社の議決権の18.84%を保有することになるため、新たに当社の主要株主に該当することになります。

2. 異動年月日

A種種類株式の発行日（本更生計画に係る認可決定の確定日から3か月以内に到来する日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日）

3. 株式会社三井住友銀行の概要

株式会社三井住友銀行の概要につきましては、上記「I. 本更生計画案に定める本第三者割当について」の「6. 割当予定先の選定理由等」の「(1) A種種類株式」の「ア 割当予定先の概要（2026年10月2日現在。特記しているものを除く。）」の「⑩株式会社三井住友銀行」をご参照ください。

4. 異動前後における株式会社三井住友銀行の所有する議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	0 個 (0%)	0 個 (0%)	0 個 (0%)	—
異動後 (本更生計画案に基づき発行された場合（試算）)	主要株主	21,201 個 (18.84%)	0 個 (0%)	21,201 個 (18.84%)	2 位

(注) 1. 議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

2. 異動後（本更生計画案に基づき発行された場合（試算））の総株主の議決権所有割合は、2026年9月7日現在の総株主の議決権の数 63,712 個に、A種種類株式第三者割当により増加すると見込まれる議決権の数 48,840 個を加算した総株主の議決権の数 112,552 個を基準に算出しています。

5. 今後の見通し

株式会社三井住友銀行の保有方針は、上記「I. 本更生計画案に定める本第三者割当について」の「6. 割当予定先の選定理由等」の「(1) A種種類株式」の「ウ 割当予定先の保有方針」をご参照ください。但し、現時点では同社との間で保有方針に関する具体的な調整は行っておりません。また、同社から株式の保有方針に関する意思を確認しているわけでもありません。

Ⅲ. 定款変更について

1. 定款変更の目的

A種種類株式第三者割当に基づくA種種類株式の発行を可能とするために、A種種類株式に関する規定を新設するとともに、本更生手続のスケジュールを踏まえた事業年度に関する規定の変更等を行うものです。

2. 定款変更の内容

本定款変更の内容は、別紙6「本定款変更の内容」のとおりです。

3. 定款変更の日程

本定款変更は、本更生計画に基づき行われます。会社更生法上、更生計画は、更生計画に係る認可の決定の時に効力を生じる場所、本更生手続上、本更生計画に係る認可決定は、2026年11月中旬頃を予定しています。したがって、本定款変更は2026年11月中旬頃に効力を生じる予定です。

以 上

A種種類株式発行要項

1. 株式の名称

株式会社トーシンホールディングスA種種類株式（以下「A種種類株式」という。）

2. 募集株式の数

4,658,179 株（但し、各更生債権者ごとの本D E S対象債権を1株あたりの払込金額で除して得られる最大整数の合計数であり、現時点で発行数は確定していない。）

3. 募集株式1株あたりの払込金額

1株あたり130円（但し、管財人は、裁判所の許可を得て、1株あたり130円を超える金額に改めることができる。）

4. 出資の目的

以下のとおり、金銭以外の財産を出資の目的とする。

（1）財産の内容

本D E S対象債権

（2）財産の価額

本D E S対象債権の金額

5. 募集株式と引き換えにする出資の目的である財産の給付の期日

更生計画認可決定確定日から3か月以内に到来する日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日とする。

6. 増加する資本金及び資本準備金

（1）資本金

本D E S対象債権の2分の1相当額

（2）資本準備金

本D E S対象債権の2分の1相当額

7. 発行方法

第三者割当の方法により、以下の者に次のとおり割り当てる（但し、以下の割当予定数は、A種種類株式の割当予定先が当社に対して有する本D E S対象債権の残高の試算値に応じて、算出したものである。）。

株式会社あいち銀行	111,955 株
株式会社十六銀行	443,397 株
株式会社三十三銀行	147,520 株
瀬戸信用金庫	243,897 株
株式会社大垣共立銀行	22,295 株
株式会社りそな銀行	194,082 株
株式会社商工組合中央金庫	563,182 株
株式会社百五銀行	249,792 株
株式会社名古屋銀行	322,458 株

株式会社三井住友銀行	2, 120, 190 株
株式会社関西みらい銀行	349, 240 株
株式会社みずほ銀行	80, 730 株
NECキャピタルソリューション株式会社	19, 318 株
トーシンコーポレーション株式会社	16, 828 株

8. 剰余金の配当

当社は、A種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対しては、配当を行わない。

9. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種登録株式質権者に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）と同順位にて、A種種類株式1株につき、普通株式1株と同順位かつ普通株式1株につき分配する残余財産の額の1倍（普通株式又はA種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金額（計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、1円未満の端数は切り捨てる。）の残余財産の分配を行う。

10. 議決権

A種種類株主は、株主総会において議決権を有する。

11. 種類株主総会

当社は、A種種類株式について、会社法第322条第1項各号に掲げる行為のほか、同第199条第4項、同第200条第4項、同第238条第4項、同第239条第4項、同第795条第4項、同816条の3第3項等の規定による種類株主総会の決議を要しない。但し、同第322条第1項第1号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合は、この限りでない。

12. 株式の併合又は分割及び株主割当て等

- (1) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びA種種類株式ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- (2) 当社は、株主に株式無償割当て又新株予約権の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種種類株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて行うものとする。
- (3) 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて与える。

13. 金銭を対価とする取得条項

当社は、A種種類株式について、次に掲げる事由が生じた場合、当社が定める日に、A種種類株主がA種種類株式を取得するために払い込んだ金額（以下「払込金額」という。）と同額の金銭の交付と引換え

に、その全部又は一部を取得することができる。A種種類株式の一部を取得するときは、当社が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべき当該A種種類株式の数を決定する。

- (1) 当社の事業を支援する者との間で第三者割当増資等に関する契約を締結した場合
- (2) 当社の普通株式の上場廃止が決定された場合
- (3) 裁判所の許可を得て当社が決定した場合

14. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、A種種類株式について、いつでも、裁判所の許可を得て、当社が定める日に、次に定める条件で、当社の普通株式の交付と引換えに、その全部又は一部を取得することができる。A種種類株式の一部を取得するときは、当社が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべき当該A種種類株式の数を決定する。

A種種類株式の転換の条件は以下のとおりとする（普通株式又はA種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）。

(1) A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数

払込金額の総額を転換価額で除した数（計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭をA種種類株主に交付するものとする。）。

(2) 転換価額

当初転換価額は、A種種類株式1株当たりの払込金額と同額とする。

(3) 転換価額の調整

毎年4月末日及び10月末日を転換価額修正日とし、転換価額は、転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数点以下第1位を切り捨てる。）に修正される。但し、転換価額は、130円から600円の範囲内でのみ調整されるものとする（普通株式また又はA種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合また又はこれらに類する事由があった場合には、転換価額の範囲も適切に調整される。）。

15. 強制取得条項

当社は、A種種類株式について、発行日から15年が経過した場合、当該経過時点から6か月以内の日で当社が定める日に、分配可能額を限度として、A種種類株主の払込金額と同額の金銭の交付と引換えに、その全部を取得するものとする。金銭を対価としてA種種類株式の全部を取得することができないときは、当社が定める合理的な方法によって、A種種類株主から金銭を対価として取得すべき当該A種種類株式の数を決定するものとし、残りのA種種類株式については、前項に定める条件で、当社の普通株式を対価として、当該A種種類株式の全部を取得する。

16. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を要する。

17. 会社更生手続における特則

上記第8項乃至第16項の規定に定める当社の決定事項は、当社に係る更生手続（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）が係属している期間においては、同更生手続の管財人が決定する。但し、会社更生法第72条第4項に定める裁判所の決定がされた場合には、当社の取締役会決議により決定する。

以 上

第1回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社トーシンホールディングス第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額

募集新株予約権1個につき金1,788円

3. 申込期日

更生計画認可決定確定日から6か月以内に到来する日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日とする。

4. 割当日及び払込期日

更生計画認可決定確定日から6か月以内に到来する日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日とする。

5. 募集の方法

第三者割当ての方法による。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

（1）本新株予約権の目的である株式の種類は、当社の普通株式とする。

（2）本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、金1,000,000円を、その時点で有効な行使価額（下記第7項（2）に定義する。）で除して得られる最大整数とする（但し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。

7. 本新株予約権の行使に際して出資する財産の内容及び価額

（1）本新株予約権の行使に際して出資する財産は、当社に係る更生手続（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）における確定更生担保権又は確定更生債権（以下、総称して「確定更生債権等」という。）であって、同更生手続において同裁判所より認可された更生計画に基づき出資の対象として特定されるものとし、その1個あたりの価額は、金1,000,000円とする。本新株予約権の行使に際して出資された確定更生債権等は、当該出資と同時に、弁済期が到来したものとみなされ、かつ消滅する。

（2）本新株予約権の行使により当社が当社の普通株式を交付する場合において、本新株予約権の行使に際して出資される確定更生債権等の当社普通株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、更生計画認可決定日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数点以下第1位を切り捨てる。以下同じ。）の95%の価格とする。

（3）① 行使価額は、初回を2027年4月末日として、以後毎年4月末日及び10月末日を行使価額修正日とし、行使価額修正日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値の単純平均値の95%の価格に修正する。

② 上記①の行使価額の算出の結果、行使価額が金200円（以下「下限行使価額」という。但し、本（3）乃至下記（5）による調整を受ける。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。また、上記①の行使価額の算出の結果、行使価額が金600円（以下「上限行使価額」という。

但し、本（３）乃至下記（５）による調整を受ける。）を上回る場合には、行使価額は上限行使価額とする。

- （４）当社が株式の分割、株式無償割当て又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額、下限行使価額及び上限行使価額を調整する。但し、この調整は、当該調整の時点で発行又は行使されていない本新株予約権に係る行使価額についてのみ行う。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

※「行使価額」は、適宜「下限行使価額」・「上限行使価額」に読み替える。

- （５）行使価額、下限行使価額及び上限行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合は、管財人又は当社は、行使価額、下限行使価額及び上限行使価額について、裁判所の許可を得たうえで、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

８．本新株予約権を行使することができる期間（行使期間）

割当日以降、割当日から 10 年が経過する日まで本新株予約権を行使することができる。

９．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- （１）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

- （２）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（１）記載の資本金等増加限度額から上記（１）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10．譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11．本新株予約権の取得事由

当社は、当社の事業を支援する者との間で第三者割当増資等に関する契約を締結した場合、東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、割当日から 10 年が経過した場合、その他、裁判所の許可を得て管財人が決定した場合、会社法第 273 条第 2 項の規定に従って 15 取引日前に通知をしたうえで、当社の取締役会が裁判所の許可を得て定める取得日に、本新株予約権 1 個あたり本新株予約権払込金額相当額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

12．組織再編行為による承継新株予約権の交付

当社が、当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の直前の時点において行使されておらず、かつ当社により取得されていない本新株予約権の新株予約権者に対し、その有する本新株予約権に代えて、組織再編行為の内容に応じて、合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を、以下の条件に従って交付す

る。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、管財人が裁判所の許可を得て組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定する数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

管財人が裁判所の許可を得て組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定する数とする。

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産は確定更生債権等とし、その1個あたりの価額は、1,000,000円とする。その他本要項に掲げる事項（行使価額、行使期間等を含む。）については、裁判所の許可を得て、本要項に従い、必要最小限かつ合理的な範囲で調整を行う。

(5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から、上記第8項に定める行使期間の末日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

なし。

(7) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記第9項に定めるところと同様とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 交付する新株予約権の取得事由

なし。

(10) 組織再編行為の際の取扱い

本第12項に定めるところと同様とする。

以 上

普通株式発行要項

1. 募集株式の種類

普通株式

2. 募集株式の数

管財人が6,536,800株（但し、当社の株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、管財人により適切に調整される。）を超えない範囲、かつ、東京証券取引所の上場廃止基準に反しない範囲で、裁判所の許可を得て定める数とする。

3. 募集株式1株あたりの払込金額

募集株式1株につき金150円（但し、当社の株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、管財人により適切に調整される。）以上の金額で、管財人が裁判所の許可を得て定める金額とする。

4. 出資の目的

金銭

5. 募集株式と引き換えにする出資の目的である金銭の払込みの期日

更生計画認可決定確定日以降の日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日とする。

6. 増加する資本金及び資本準備金

（1）資本金

払込金額の総額の2分の1相当額

（2）資本準備金

払込金額の総額の2分の1相当額

7. 募集株式の割当て

募集株式は、管財人が裁判所の許可を得て指定する者に割り当てる。

以 上

B種種類株式発行要項

1. 株式の名称

株式会社トーシンホールディングスB種種類株式（以下「B種種類株式」という。）

2. 募集株式の数

管財人が6,536,800株（但し、当社の株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、管財人により適切に調整される。）を超えない範囲、かつ、東京証券取引所の上場廃止基準に反しない範囲で、裁判所の許可を得て定める数とする。

3. 募集株式1株あたりの払込金額

募集株式1株につき金100円（但し、当社の株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、管財人により適切に調整される。）以上の金額で、管財人が裁判所の許可を得て定める金額とする。

4. 出資の目的

金銭

5. 募集株式と引き換えにする出資の目的である金銭の払込みの期日

更生計画認可決定確定日から3か月以内に到来する日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日とする。

6. 増加する資本金及び資本準備金

（1）資本金

払込金額の総額の2分の1相当額

（2）資本準備金

払込金額の総額の2分の1相当額

7. 発行方法

第三者割当の方法による。

募集株式は、管財人が裁判所の許可を得て指定する者に割り当てる。

8. 剰余金の配当

当社は、B種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（以下「B種登録株式質権者」という。）に対しては、配当を行わない。

9. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主又はB種登録株式質権者に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）と同順位にて、B種種類株式1株につき、普通株式1株と同順位かつ普通株式1株につき分配する残余財産の額の1倍（普通株式又はB種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金額（円未満端数切捨て。）の残余財産の分配を行う。

10. 議決権

B種種類株主は、株主総会において議決権を有する。B種種類株式の1単元の株式数は100株とする。

11. 種類株主総会の決議

当社は、B種種類株式について、会社法第322条第1項各号に掲げる行為のほか、同第199条第4項、同第200条第4項、同第238条第4項、同第239条第4項、同第795条第4項、同816条の3第3項等の規定による種類株主総会の決議を要さない。但し、同第322条第1項第1号に規定する定款の変更（単元株式数についてものを除く。）を行う場合は、この限りではない。

12. 株式の併合又は分割及び株主割当て等

- (1) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びB種種類株式ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- (2) 当社は、株主に株式無償割当て又新株予約権の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種種類株主にはB種種類株式又はB種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて行うものとする。
- (3) 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種種類株主にはB種種類株式又はB種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて与える。

13. 金銭を対価とする取得条項

当社は、B種種類株式について、次に掲げる事由が生じた場合、当社が定める日に、B種種類株式に係る払込金額と同額の金銭の交付と引換えに、その全部又は一部を取得することができる。B種種類株式の一部を取得するときは、当社が定める合理的な方法によって、B種種類株主から取得すべき当該B種種類株式の数を決する。

- (1) 当社の事業を支援する者との間で第三者割当増資等に関する契約を締結した場合
- (2) 当社の普通株式の上場廃止が決定された場合
- (3) 裁判所の許可を得て当社が決定した場合

14. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、B種種類株式について、いつでも、裁判所の許可を得て、当社が定める日に、次に定める条件で、当社の普通株式の交付と引換えに、その全部又は一部を取得することができる。B種種類株式の一部を取得するときは、当社が定める合理的な方法によって、B種種類株主から取得すべき当該B種種類株式の数を決定する。

B種種類株式の転換の条件は以下のとおりとする（普通株式又はB種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）。

(1) B種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数

B種種類株式に係る払込金額の総額を転換価額で除した数（計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭をB種種類株主に交付するものとする。）。

(2) 転換価額

当初転換価額は、B種種類株式1株あたりの払込金額と同額とする。

(3) 転換価額の調整

毎年4月末日及び10月末日を転換価額修正日とし、転換価額は、転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数点以下第1位を切り捨てる。）に修正される。但し、転換価額は、130円から600円の範囲内でのみ調整されるものとする（普通株式又はB種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、転換価額の範囲も適切に調整される。）。

15. 強制取得条項

当社は、B種種類株式について、発行日から15年が経過した場合、当該経過時点から6か月以内の日で当社が定める日に、分配可能額を限度として、B種種類株式に係る払込金額と同額の金銭の交付と引換えに、その全部を取得するものとする。金銭を対価としてB種種類株式の全部を取得することができないときは、当社が定める合理的な方法によって、B種種類株主から金銭を対価として取得すべき当該B種種類株式の数を決定するものとし、残りのB種種類株式については、上記第14項に定める条件で、当社の普通株式を対価として、当該B種種類株式の全部を取得する。

16. 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を要する。

17. 会社更生手続における特則

上記第8項乃至第16項の規定に定める当社の決定事項は、本更生手続が係属している期間においては、管財人が決定する。但し、会社更生法第72条第4項に定める裁判所の決定がされた場合には、当社の取締役会決議により決定する。

以 上

第2回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社トーシンホールディングス第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額

募集新株予約権1個につき、管財人が裁判所の許可を得て定める金額とする。

3. 申込期日

管財人が裁判所の許可を得て定める日とする。

4. 割当日及び払込期日

管財人が裁判所の許可を得て定める日とする。

5. 募集の方法

第三者割当ての方法による。

募集新株予約権は、管財人が裁判所の許可を得て指定する者に割り当てる。

6. 第2回新株予約権の目的である株式の種類及び数

（1）第2回新株予約権の目的である株式の種類は、当社の普通株式とする。

（2）第2回新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、金1,000,000円を、その時点で有効な行使価額（下記第7項（2）に定義する。）で除して得られる最大整数とする（但し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。

7. 第2回新株予約権の行使に際して出資する財産の内容及び価額

（1）第2回新株予約権の行使に際して出資する財産は、金銭とし、その価額は、金1,000,000円とする。

（2）第2回新株予約権の行使により当社が当社の普通株式を交付する場合において、第2回新株予約権の行使に際して出資される金銭の当社普通株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、第2回新株予約権の発行決定日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数点以下第1位を切り捨てる。以下同じ。）の95%の価格とする。

（3）① 行使価額は、初回を第2回新株予約権の発行後最初に到来する4月末日又は10月末日のいずれか早い日として、以後毎年4月末日及び10月末日を行使価額修正日とし、行使価額修正日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値の単純平均値の95%の価格に修正する。

② 上記①の行使価額の算出の結果、行使価額が下限行使価額（管財人が裁判所の許可を得て定める。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。また、上記①の行使価額の算出の結果、行使価額が上限行使価額（管財人が裁判所の許可を得て定める。）を上回る場合には、行使価額は上限行使価額とする。

（4）当社が株式の分割、株式無償割当て又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額、下限行使価額及び上限行使価額を調整する。但し、この調整は、当該調整の時点で発行又は行使されていない第2回新株予約権に係る行使価額についてのみ行う。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

※「行使価額」は、適宜「下限行使価額」・「上限行使価額」に読み替える。

(5) 行使価額、下限行使価額及び上限行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合は、管財人又は当社は、行使価額、下限行使価額及び上限行使価額について、裁判所の許可を得たうえで、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

8. 第2回新株予約権を行使することができる期間（行使期間）

割当日以降、割当日から10年が経過する日まで第2回新株予約権を行使することができる。

9. 第2回新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 譲渡による第2回新株予約権の取得の制限

譲渡による第2回新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 第2回新株予約権の取得事由

当社は、当社の事業を支援する者との間で第三者割当増資等に関する契約を締結した場合、東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、割当日から10年が経過した場合、その他、裁判所の許可を得て管財人が決定した場合、会社法第273条第2項の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社の取締役会が裁判所の許可を得て定める取得日に、第2回新株予約権1個あたり第2回新株予約権の払込金額と同額で、第2回新株予約権者（当社を除く。）の保有する第2回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

12. 組織再編行為による承継新株予約権の交付

当社が、当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の直前の時点において行使されておらず、かつ当社により取得されていない第2回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する第2回新株予約権に代えて、組織再編行為の内容に応じて、合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を、以下の条件に従って交付する。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、管財人が裁判所の許可を得て組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定する数とする。

- (2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
管財人が裁判所の許可を得て組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定する数とする。
- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、1,000,000 円とする。その他本要項に掲げる事項（行使価額、行使期間等を含む。）については、裁判所の許可を得て、本要項に従い、必要最小限かつ合理的な範囲で調整を行う。
- (5) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から、上記第 8 項に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 交付する新株予約権の行使の条件
なし。
- (7) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記第 9 項に定めるところと同様とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 交付する新株予約権の取得事由
なし。
- (10) 組織再編行為の際の取扱い
本第 12 項に定めるところと同様とする。

以 上

別紙6 本定款変更の内容

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当社は、株式会社トーシンホールディングスと称し、英文では TOSHIN HOLDINGS CO.,LTD と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社トーシンホールディングスと称し、英文では TOSHIN HOLDINGS CO.,LTD と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、並びに、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理することを目的とする。 (1) 舗装工事の設計、監理、施工 (2) 防水工事の設計、監理、施工 (3) 土木建築用資材の販売 (4) 損害保険代理業 (5) 広告代理店業 (6) 労働者派遣事業 (7) 不動産賃貸業 (8) 宅地建物取引業 (9) 古物売買並びにその受託販売 (10) 飲食店業 (11) 物品のリース業 (12) オフィスコンピューター、コピーマシン、ファクシミリ、ワードプロセッサ、レジスター等事務用機器の販売及び移動体通信機器の販売及び取次 (13) コンピューターソフトの開発及び販売 (14) インターネット接続代行業 (15) 通信システムによる情報提供サービス (16) 宅地の造成開発及び分譲 (17) ビル・マンション及び事務所・住宅等の企画、設計、施工及び分譲 (18) 書籍等の販売 (19) 特定目的会社、特別目的会社に対する出資並びに出資持分の取得、保有、管理及び売買 (20) 不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の取得、保有、管理及び売買 (21) 不動産の取得、保有、管理及び売買 (22) 信託受益権の取得、保有、管理及び売買 (23) ゴルフ場の運営及び管理 (24) ホテルの運営及び管理 (25) 飲食喫茶及びゴルフ用品販売店の経営 (26) 飲料水、酒類、みやげ物の販売	(目的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、並びに、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理することを目的とする。 (1) 舗装工事の設計、監理、施工 (2) 防水工事の設計、監理、施工 (3) 土木建築用資材の販売 (4) 損害保険代理業 (5) 広告代理店業 (6) 労働者派遣事業 (7) 不動産賃貸業 (8) 宅地建物取引業 (9) 古物売買並びにその受託販売 (10) 飲食店業 (11) 物品のリース業 (12) オフィスコンピューター、コピーマシン、ファクシミリ、ワードプロセッサ、レジスター等事務用機器の販売及び移動体通信機器の販売及び取次 (13) コンピューターソフトの開発及び販売 (14) インターネット接続代行業 (15) 通信システムによる情報提供サービス (16) 宅地の造成開発及び分譲 (17) ビル・マンション及び事務所・住宅等の企画、設計、施工及び分譲 (18) 書籍等の販売 (19) 特定目的会社、特別目的会社に対する出資並びに出資持分の取得、保有、管理及び売買 (20) 不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の取得、保有、管理及び売買 (21) 不動産の取得、保有、管理及び売買 (22) 信託受益権の取得、保有、管理及び売買 (23) ゴルフ場の運営及び管理 (24) ホテルの運営及び管理 (25) 飲食喫茶及びゴルフ用品販売店の経営 (26) 飲料水、酒類、みやげ物の販売

現 行 定 款	変 更 案				
(27) ゴルフ会員権の売買、仲介、保有、交換等に関する業務 (28) 温泉から湧き出る湯の所有、管理、売買並びに温泉利用施設の運営 (29) 寮、社宅、保養所、研修所、宿舍等の運営及び管理 (30) 出版物の発行及び管理 (31) 衣料品、アクセサリーの企画、デザイン、製造並びに販売 (32) 意匠登録、商標登録等の知的所有権の権利使用料を得る権利行使業務 (33) 再生可能エネルギーによる電気の供給に関する事業 (34) 前各号に付帯関連する一切の事業	(27) ゴルフ会員権の売買、仲介、保有、交換等に関する業務 (28) 温泉から湧き出る湯の所有、管理、売買並びに温泉利用施設の運営 (29) 寮、社宅、保養所、研修所、宿舍等の運営及び管理 (30) 出版物の発行及び管理 (31) 衣料品、アクセサリーの企画、デザイン、製造並びに販売 (32) 意匠登録、商標登録等の知的所有権の権利使用料を得る権利行使業務 (33) 再生可能エネルギーによる電気の供給に関する事業 (34) 前各号に付帯関連する一切の事業				
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。				
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人				
(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子広告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、 <u>電子公告</u> によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。				
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>25,500,000株とする。</u>	第2章 株式 (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>25,500,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u> <table> <tr> <td>普通株式</td> <td>25,500,000株</td> </tr> <tr> <td>A種種類株式</td> <td>10,000,000株</td> </tr> </table>	普通株式	25,500,000株	A種種類株式	10,000,000株
普通株式	25,500,000株				
A種種類株式	10,000,000株				
(単元株制度) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。	(単元株制度) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>普通株式につき100株とし、A種種類株式につき100株とする。</u>				

現 行 定 款	変 更 案
(単元未満株式についての権利) 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利	(単元未満株式についての権利) 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利
(単元未満株式の買増し) 第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。	(単元未満株式の買増し) 第9条 当会社の普通株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
(株主名簿管理人) 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。
(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
(新設)	第2章の2 種類株式 (剰余金の配当) 第11条の2 当会社は、A種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対しては、配当を行わない。
(新設)	(残余財産の分配) 第11条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種登録株式質権者に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）と同順位にて、A種種類株式1株につき、普通株式1株と同順位かつ普通株式1株につき分配する残余財産の額の1倍（普通株式又はA種種類株式につ

現 行 定 款	変 更 案
	き、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があつた場合には、適切に調整される。)の金額(計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、1円未満の端数は切り捨てる。)の残余財産の分配を行う。
(新設)	(議決権) 第11条の4 A種種類株主は、株主総会において議決権を有する。
(新設)	(種類株主総会) 第11条の5 当社は、A種種類株式について、会社法第322条第1項各号に掲げる行為のほか、同第199条第4項、同第200条第4項、同第238条第4項、同第239条第4項、同第795条第4項、同816条の3第3項等の規定による種類株主総会の決議を要しない。ただし、同第322条第1項第1号に規定する定款の変更(単元株式数についてのものを除く。)を行う場合は、この限りでない。 2. 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 3. 第14条、第15条第1項、第16条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 4. 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
(新設)	(株式の併合又は分割及び株主割当て等) 第11条の6 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びA種種類株式ごとに同時に同一割合でこれを行う。 2. 当社は、株主に株式無償割当て又新株予約権の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種種類株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて行うものとする。 3. 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受

現 行 定 款	変 更 案
	<u>ける権利を、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて与える。</u>
<u>(新設)</u>	<u>(金銭を対価とする取得条項)</u> 第11条の7 当社は、A種種類株式について、次に掲げる事由が生じた場合、当社が定める日に、A種種類株主がA種種類株式を取得するために払い込んだ金額（以下「<u>払込金額</u>」という。）と同額の金銭の交付と引換えに、その全部又は一部を取得することができる。A種種類株式の一部を取得するときは、当社が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべき当該A種種類株式の数を決定する。 (1) <u>当社の事業を支援する者との間で第三者割当増資等に関する契約を締結した場合</u> (2) <u>当社の普通株式の上場廃止が決定された場合</u> (3) <u>裁判所の許可を得て当社が決定した場合</u>
<u>(新設)</u>	<u>(普通株式を対価とする取得条項)</u> 第11条の8 当社は、A種種類株式について、いつでも、裁判所の許可を得て、当社が定める日に、次に定める条件で、当社の普通株式の交付と引換えに、その全部又は一部を取得することができる。A種種類株式の一部を取得するときは、当社が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべき当該A種種類株式の数を決定する。 <u>A種種類株式の転換の条件は以下のとおりとする（普通株式又はA種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）。</u> (1) <u>A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</u> <u>払込金額の総額を転換価額で除した数（計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭をA種種類株主に交付するものとする。）。</u> (2) <u>転換価額</u> <u>当初転換価額は、A種種類株式1株当たりの払込金額と同額とする。</u> (3) <u>転換価額の調整</u> <u>毎年4月末日及び10月末日を転換価額修正日とし、転換価額は、転換価額修正日に先立</u>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数点以下第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、転換価額は、130円から600円の範囲内でのみ調整されるものとする（普通株式またはA種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、転換価額の範囲も適切に調整される。）。</u>
(新設)	<u>(強制取得条項)</u> <u>第11条の9 当社は、A種種類株式について、発行日から15年が経過した場合、当該経過時点から6か月以内の日で当社が定める日に、分配可能額を限度として、A種種類株主の払込金額と同額の金銭の交付と引換えに、その全部を取得するものとする。金銭を対価としてA種種類株式の全部を取得することができないときは、当社が定める合理的な方法によって、A種種類株主から金銭を対価として取得すべき当該A種種類株式の数を決定するものとし、残りのA種種類株式については、前条に定める条件で、当社の普通株式を対価として、当該A種種類株式の全部を取得する。</u>
(新設)	<u>(譲渡制限)</u> <u>第11条の10 A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を要する。</u>
(新設)	<u>(会社更生手続における特則)</u> <u>第11条の11 本定款第11条の2乃至第11条の10の規定に定める当社の決定事項は、当社に係る更生手続（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）が係属している期間においては、同更生手続の管財人が決定する。但し、会社更生法第72条第4項に定める裁判所の決定がされた場合には、当社の取締役会決議により決定する。</u>
第3章 株主総会 (招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年7月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。	第3章 株主総会 (招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年1月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

現 行 定 款	変 更 案
(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>4月30日</u>とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>10月31日</u>とする。
(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき選定された取締役会長<u>または</u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 当該選定された取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役に株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき選定された取締役会長<u>又は</u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 当該選定された取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役に株主総会を招集し、議長となる。
(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主<u>又は</u>代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
(電子提供措置等) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。	(電子提供措置等) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>又は</u>一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は<u>8</u>名以内とする。	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は<u>10</u>名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき選定された取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 当該選定された取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき選定された取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 当該選定された取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の決議方法) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。	(取締役会の決議方法) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
(取締役の責任免除) 第26条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第26条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。
第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第27条 当会社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。	第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第27条 当会社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。
(選任方法) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(選任方法) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(常勤の監査役) 第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(常勤の監査役) 第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役の全員の同意があるときは、招集	(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役の全員の同意があるときは、招集

現 行 定 款	変 更 案
の <u>手続</u> を経ないで監査役会を開催することができる。	の <u>手続</u> を経ないで監査役会を開催することができる。
(監査役会の決議方法) 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(監査役会の決議方法) 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(報酬等) 第33条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第33条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
(監査役の責任免除) 第34条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。	(監査役の責任免除) 第34条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。
第6章 会計監査人 (選任方法) 第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。	第6章 会計監査人 (選任方法) 第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。
(任期) 第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。	(任期) 第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
(会計監査人の責任免除) 第37条 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。	(会計監査人の責任免除) 第37条 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(事業年度) 第38条 当会社の事業年度は、毎年<u>5月1日</u>から翌年<u>4月30日</u>までの1年とする。	(事業年度) 第38条 当会社の事業年度は、毎年<u>11月1日</u>から翌年<u>10月31日</u>までの1年とする。
(剰余金の配当等の決定機関) 第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。	(剰余金の配当等の決定機関) 第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。
(剰余金の配当の基準日) 第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>4月30日</u>とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>10月31日</u>とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。	(剰余金の配当の基準日) 第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>10月31日</u>とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>4月30日</u>とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。
(配当金の除斥期間) 第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	(配当金の除斥期間) 第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
附則 第1条 <u>変更前定款第17条の規定の削除および変更後定款第17条の規定の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u> 3. <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>	附則 <u>(削除)</u>
(新設)	(定款の効力発生日) 第1条 <u>この定款中変更に係る部分は更生計認可決定日から効力を生じるものとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(取締役、監査役及び会計監査人の選任及び任期並びに代表取締役の選定に関する特則) 第2条 当会社の更生手続中は、取締役、監査役及び会計監査人の選任及び任期については、定款第19条、第20条、第28条、第29条、第35条及び第36条の規定にかかわらず、更生計画第9章・第4節（役員の選任等）の定めが優先する。 2. 当会社の更生手続中は、代表取締役の選定については、定款第21条の規定にかかわらず、更生計画第9章・第4節（役員の選任等）の定めが優先する。 3. 更生計画第9章・第4節・第4又は同第5の規定に基づき、管財人が、取締役、監査役及び会計監査人の選任方法を会社法309条1項の株主総会の普通決議の方法とすることについて裁判所の許可を得た場合には、定款第19条、第28条及び第35条の規定に基づき、取締役、監査役及び会計監査人を選任する。
(新設)	(取締役及び代表取締役並びに監査役の報酬等に関する特則) 第3条 当会社の更生手続中は、取締役及び代表取締役並びに監査役の報酬等については、定款第25条及び第33条の規定にかかわらず、更生計画第9章・第4節（役員の選任等）の定めが優先する。
(新設)	(事業年度の特則) 第4条 定款第38条の規定にかかわらず、令和8年5月9日（更生手続開始決定日の翌日）に始まる事業年度は、更生計画認可決定日をもって終了し、その翌日から始まる事業年度は、同日以降最初に到来する10月31日をもって終了する。 2. 更生計画認可決定日の翌日から始まる事業年度においては、定款12条は適用しない。